



断固たる改革による 対日投資促進

日本の商環境に関する EBC 報告書

2003 年

欧州ビジネス協会

断固たる改革による対日投資促進
日本の商環境に関する EBC 報告書
2003 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Ireland
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Hellenic Foreign Trade Board
Iceland Chamber of Commerce in Japan
ICEP (Portugal)
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Richard Collasse

Vice-Chairmen:

Michael Otter (Austria)
Duco Delgorte (Belgium/Luxembourg)
Richard Mason (Britain)
Torben Henriksen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Michael Lachausse (France)
Gerhard Schlosser (Germany)
Carlo Zambotto (Italy)
Pieter Elbers (Netherlands)
Trond Varlid (Norway) (Acting)
Tommy Kullberg (Sweden) (Acting)
Andre Zimmermann (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Casey Sedgman

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

Assistant to the Executive Director:

Hiroko Suzuki

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 13 ケ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとつての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとつての通商・投資環境の改善を目指し、活動を行っている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超えているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の 26 の産業別委員会および小委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

断固たる改革による対日投資促進

日本の商環境に関する EBC 報告書
2003 年

著者・編集者：Casey Sedgman

© 2003 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
はじめに	8
ビジネス関連	
人的資源	12
知的財産権	14
小売	16
E-コマース	18
法律サービス	20
税制	22
金融サービス	
資産運用	26
銀行業務	28
保険	30
運輸・通信	
航空会社	34
海運	36
電気通信サービス	38
電気通信機器	40
医療・衛生	
動物用医薬品	44
臨床検査機器・試薬（対外診断）	46
医療機器	48
医薬品	50
消費財	
化粧品	54
切花	56
食品	58
酒類	60
産業	
自動車	64
自動車部品	66
航空	68
宇宙	70
防衛	72
建設	74
産業用材料	76
環境技術	78
補遺	
Blue star sponsors	82
Special sponsors	90
Sponsors	92
Executive operating board	93
National chambers	94

会長からのメッセージ：

日本の商環境に関する EBC 報告書 2003 年「断固たる改革による対日投資促進」が刊行の運びとなり、誠に喜ばしく思います。今年度版は、2002 年から 2003 年までの日本の商環境の進展を欧州の視点から寸描することを試んでいます。

1 年前、2002 年版白書の発表の終わりにあるジャーナリストが、前年度の報告書から何ひとつ変わっていないという皮肉なコメントをしました。まさにそのとおり。2001 年から 2002 年までの間に改革プロセスには微々たる進展しか見られなかったのです！

今年は、過去 12 ヶ月間に見られた進展（良い方向に変化した事柄...そして場合によってはあいにく悪い方向に変化した事柄）をよりいっそう明示するため、ならびに、日本市場におけるビジネス発展の障害要因として欧州ビジネス界が確認したいいくつかの新たな問題点を際立たせるために、白書の体裁を若干変更することにしました。

ここ 1 年間、実際には多くの事柄が変化しました。経済状況は、まだ「回復室」入りはしていないものの、「緊急救命室」から出られるのももう間もなくのようです。小泉首相の陣頭指揮のもと、日本政府は国内の景気回復を真に助ける通商・投資機会を拡大すべく奮闘しています。外国人投資家の側も自己の本分を尽くしており、一部の政治家が恐れるような青い目のハゲタカばかりではないことを証明しています。

実際のところ、日本の先行きは、明るくなる一歩手前まで来ているとわれわれはみています。年頭の国会演説で表明された、今後 5 年間で海外から日本への直接投資を倍増させることを後押しする小泉首相の真剣な意欲はぜひとも支持されなければならず、これが生み出す新たな弾みの一端を担うことを欧州企業に要請せずにはいられません。

この点に関し、日本政府はすでに、外国人投資家が日本の複雑な規制のジャングルの中を進む助けとなるいくつかの対策を講じています。外国企業が日本市場において、より容易に拠点を築く助けとなること請け合いのワンストップショップを創出してくれた経済産業省とジェトロに対し、この場を借りて感謝を表明したいと思います。

とはいえ、対日投資について話し合うために 2003 年 1 月に EBC が小泉首相と会談した折に首相に伝えたとおり、これは変革に必要な 2 本の柱のうちの 1 本にすぎません。もう 1 本の柱は、構造改革プロセスです。それを抜きにしては、海外から日本への投資の促進を目指す経済産業省とジェトロの殊勝な努力も「暖簾に腕押し」となってしまいます。

最近の国会演説の中で「構造改革プロセス」という言葉を 30 回も繰り返したとして、小泉首相を批判する向きもあります。まあ、各省庁に構造改革への取り組みを促すにはこれくらい言えば十分であって欲しいものです。きわめて控えめな言い方ながら、「構造改革の芽を大きな木に育てていく」ための努力をあくまでも続ける小泉首相と内閣の強い意志を EBC がこれまでも増して支持していることを強調しておきたいと思います。この 2003 年版 EBC 白書を、この壮大な努力へのつつましい貢献と捉えていただきたいと思います。

リシャル・コラス
会長
欧州ビジネス協会
(シャネル株式会社 社長)

事務局長からのメッセージ：

欧州ビジネス協会（EBC）は、4年連続の刊行となる2003年版の白書刊行を誇りに思います。「断固たる改革による対日投資促進：日本の商環境に関するEBC報告書2003年」と題された本報告書は、日本における欧州企業の通商と投資を妨げている未解決の問題にハイライトを当てています。

本報告書の作成は、ワールドクラスの健全で安定した商環境を実現するという共通の念願をもった、広範囲の専門領域にわたる何百人もの人々の見解を総合するという大変な取り組みを必要としました。この目標は、日本経済の現状や、主要な景気回復策として海外から日本への直接投資を倍増させるという小泉首相と日本政府が表明した願望を考慮するなら、なおさら重要です。本報告書は、EBC自体と同じように多様な加盟国を代表するものですが、それでも、様々の主要な通商問題に関し、声を1つにして語っています。以下のページには、ここ日本の「現場」での集団的な経験に基づいたEBCの意見、懸念、提言が記されています。

総じてEBCは、日本の過度に官僚的で保護主義的なインフラに揺さぶりをかけることを願って、より大胆な規制改革プログラムを提言しています。5年間で海外からの直接投資を倍増させるという野心的な目標を達成するには、より適切な条件とより一層の規制透明性の創出がまず必要です。

今年度版EBC白書の作成には、多くの方々および団体から特筆に値する貢献をいただきました。

まず、いつも時間と労力を惜しまずEBCの各委員会をサポートしていただいたEBC会員各位にお礼申し上げたいと思います。会員各位の業界経験から引き出された貴重な洞察なくしては、本書の製作は不可能でした。専門知識およびEBCの活動のサポートを提供していただいた駐日欧州委員会代表部ならびに在京欧州各国大使館にもお礼申し上げたいと思います。

本書のための資料の編纂、本文の執筆・編集、レイアウトのデザインなどいくつかの仕事を任されたEBCの政策ディレクター、ケーシー・セジュマン氏のご尽力は賞賛に値するものです。同氏のご功労のお陰で、在日欧州企業に影響を及ぼす問題点を取り上げた重要な参考資料として役立つ本書を提供することができました。

最後として、多くのEBC会員から惜しみない財政的貢献をいただくことができました。そのお陰で、本報告書の作成が可能となりました。本書巻末のスポンサー・セクションにこうした支援者を列記できますことをEBCはこの上なく誇りに思います。

欧州企業は日本で長い歴史をもち、日本の景気回復と継続的な発展に切実な関心を抱いています。欧州は今や対日経済投資の最大の投資元となっており、日本政府がこの事実気づかないはずはありません。EBCは、日本政府と欧州ビジネス界との間で育まれてきた緊密な関係を高く評価するとともに、日本市場への信頼の醸成のため今後とも邁進する所存です。それに応えて、日本政府が日本経済の有意義な改革へのコミットメントをさらに強化することをEBCは願ってやみません。

アリソン・マリー
事務局長
欧州ビジネス協会

はじめに

はじめに

海外から日本への投資の促進...

小泉首相は国会の施政方針演説の中で、今後5年以内に海外から日本への投資を倍増させるという政府目標を表明した。

EBCはこの構想を歓迎する。経験が示すところでは、海外からの投資は、新規資本、技術、経営ノウハウ、雇用機会の導入を通して、経済発展にきわめて好ましい影響を及ぼしてきた。個々の経済は、競争・生産性・革新の増大という経済的刺激から恩恵を受ける。企業は、グローバル経済の市場と資源から恩恵を受ける。そして消費者は、競争価格の革新的な製品やサービスへのアクセス増大から恩恵を受ける。

現状では、海外から日本への投資の水準は、他の先進工業国に比べ、際立って低い。GDPと比較した対日FDI（外国直接投資）年間受け入れ率が平均1%そこそこであるのに対し、OECD加盟諸国の平均は20%近い。

かねてからEBCは、日本が海外からの投資を歓迎すること、および景気を改善し、外国企業の日本市場参入と、日本市場に足場を築いたあとのビジネス・チャンス追求の両方を一層容易にする断固たる処置をとることに意欲的であることを諸外国に明示しない限り、こうした状況は変化しないと主張してきた。

...いくつかの心強い兆し...

日本政府がこうした問題の解決に取り組み始めていることを示すいくつかの心強い兆しがみられている。

たとえば、EBCは対日貿易・投資の役割に対する考え方の決定的な変化に気付いている。日本の顧客は革新的な欧州の商品やサービスを探し求めており、地方自治体は欧州からの投資を活発に推進しており、また、日本企業は財務・技術支援をますます欧州企業に頼るようになってきている。EBCは、首相自らが、海外から日本への投資水準引き上げの重要性を公式に認めた事実を歓迎する。欧州企業も、多くの県知事や、その他の政府高官から熱烈的な歓迎を受けたと報告している。EBCでは、先頃のジェットロ組織内での外国人投資家のための「ワンストップショップ」開設が政府の対日外国投資構想の促進を助けると期待している。現政権の「改革」志向の熱意は、海外投資家にとっての魅力的な投資先として日本を売り出す面で役立つこと確実だろう。

過去10年間ににおける政府方針のいくつかの変更も対日投資の増加に貢献してきた。たとえば大規模小売店舗、電気通信、金融サービスの自由化は、こうしたセクターにおける海外からの大規模投資につながっている。日本の金融機関に対するこのところのバランスシートの浄化圧力は、企業更生努力や不良債権処理面での外国の資本や経営ノウハウの流入につながっている。

EBCは、現政権の継続的な構造改革追求を歓迎するとともに、規制改革（たとえば構造改革特区）、民営化（たとえば簡易保険）、知的財産権保護といった分野の構想が実を結び始めることを期待している。

はじめに

...とはいえ、さらなる改革が焦眉の急

とはいえEBCは、日本政府が新規ビジネスの開発につながる環境の創出に一層努めない限り、対日投資が他の先進工業国並みのレベルに近づくことは決してないと感じている。

EBCは、下記のような積年の多くの諸問題への取り組みがなされていないことに失望している:

- 植物検疫法規 – 日本政府は、GATTの衛生植物検疫（SPS）の章のもとで義務付けられているような、有害生物と無害生物の実際的な区別をまだ行っていない。アザミウマ、ダニ、アブラムシといった昆虫は、日本に広く生息しているにもかかわらず、非検疫生物リストに記載されていない。
- 国際航空運賃の料金設定と販売メカニズム——世界のほぼすべての国々の慣行に反して、多数の制限が依然、消費者への直接販売の発展を妨げている。
- 動物用体外診断薬の国家検定 – 多くの動物用体外診断薬はいまだに国立研究所で検定を受けなければならない。人体用体外診断薬には、肝炎やエイズなどの重大な感染症の診断に用いられる診断薬にさえ、このような要求条件は存在していない。

下記のように、改革が所期の効果を達成していないケースもある:

- 酒類小売改革 – 小売業免許は、2001年1月1日と2003年9月1日にそれぞれ施行された最低距離基準と人口基準の廃止によって規制緩和がなされた。あいにく、一部地域は、規制緩和から既存の小売業者を保護することを狙いとした暫定措置のもとで「緊急調整地域」に指定され、こうした地域では少なくとも1年間は新規免許の発行（または既存免許の譲渡）は行われない。
- 三角合併 – 改正産業活力再生特別措置法は今では、外国企業が自社株式を用い日本子会社を通じて日本の企業を買収できる「三角合併」を可能にしている。あいにく、そうした譲渡はキャピタルゲイン課税繰り延べの対象とはならず、このことはこの改革のメリットを制限する。
- 食品添加物 – 日本の食品添加物規制は依然、諸外国と足並みを揃えていない。日本で認可されている828の食品添加物のうち、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会（JECFA）が認めているものは僅か294である。一方、JECFAが認めているその他600余の添加物は、世界中で一般に使用されているにもかかわらず、日本では使用を認められていない。2002年12月19日、厚生労働省は「優先的」審議対象として46種類の物質のリストを薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に提出したが、認可されたものはまだ1つもない。
- 小口投資家への証券商品販売を促進するために共通のリーテイル・スペースを共有することを銀行と証券会社に認める2002年に実施された改革が、銀行と証券会社の間に人為的な障壁を設ける既存の規制の合理化にあまりつながらなかったことにEBCは失望している。こうした改革は、ファイアーウォールがリーテイル事業よりもホールセールに関して強化されるという事態につながっており、これは、個人投資家を保護するという、ファイアーウォールが設けられたそもそもの理由そのものに反している。

はじめに

- 海運ターミナル事業 – 港湾事業の免許制度自由化を目指した最近の改革にもかかわらず、労働者保有基準等の要件は依然として、日本における港湾サービスの競争市場発展を妨げている。これまでのところ、日本で自前のターミナルを運営している外国企業はない。
- 連結納税 – 新しい連結納税制度の導入は、2%の付加税の課税や、連結納税適用前の欠損金額繰越の制限等その他の制限のため、嘆かわしいほどに利用されないままとなっている。

EBCは、最近の新動向が、多くの場合、通商・投資事情を悪化させる公算が大きいことに失望している：

- 電気通信相互接続料 – 電気通信審議会の答申に反して、2003年1月に相互接続料の改定が実施され、ほとんどの通信業者にとって相互接続料が全体的に引き上げられる結果をもたらした。
- 医療・衛生分野の料金設定 – 医療機器、診断薬、医薬品といった医療製品の償還価格はここ数年間に劇的に低下している。この状況が続けば、医療・衛生分野のメーカーが新製品開発に投資して革新的な新技術を日本に導入することはますます困難になるだろう。
- インターネット上の偽商品 – オークション等のサイトを通じて新品および中古のブランド商品を売買する場として、インターネットの人気の大いに高まっている。あいにくなことに、インターネットは日本国内で偽商品をさばくための手軽な方法ともなっている。インターネット上で販売されるブランド商品の80%以上はおそらく偽商品であろうと推定されている。
- 外形標準課税 – 日本政府は、法人事業税に資本金や人件費といった外形標準要素を導入することを決めた。創業当初の時期に利益を出す企業はほとんどないため、法人事業税の外形標準部分に関連した余分な税負担は新規事業への投資に水を差す公算が大きい。欧州企業が日本での外形標準課税分を本国での税金から差し引いてもらえる公算は薄いため、この制度は、欧州企業による日本市場への投資にさらに水を差すことにもなる。
- 食品安全委員会 – EBCは日本の食品安全に適用される規制環境の改善を目指す日本政府の意欲を支持するものの、新しい食品安全委員会の設置はスムーズに運んでいない。委員会が動き出すまで、動物用医薬品メーカーは目下、製品認可のさらなる遅れに直面している。新しい食品添加物の認可も同様の遅れに直面している。

本報告書では、これらの問題やその他の問題がより詳細に論じられている。これらの問題解決のために断固たる行動を取るようEBCは日本政府に要請します、新規事業の発展を妨げる障壁を取り除かなければ対日投資は拡大しないであろう。

EBCは、2003年5月、アテネで開催された日欧サミットで述べられた明確な言及を歓迎する、対日直接投資の相互拡大のためには更なる推進の必要性がある。そして通商、投資に対する真に開かれた環境づくりを促進するために寄りいっそう構造的枠組の推進の実施を両政府に勧める。

ビジネス関連

人的資源

知的財産権

小売

E-コマース

法律サービス

税制

人的資源

提言の要旨：

■ 解雇

提案 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由による解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を導入すべきである。

現在の状況 進展なし。解雇を可能にするために2003年6月に労働基準法が改正されたが、何をもって解雇に対する妥当な補償とみなすかを含め、解雇に関する具体的な基準は定めなかった。後続の法令制定は秋に見込まれている

■ 年金

提案 1. 確定拠出型年金制度を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乗せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
2. すべての主要貿易相手国と可及的速やかに社会保障協定を締結すべきである。
3. 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。
4. 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。

現在の状況 1. 進展なし。
2. 若干の進展。フランス、英国、ドイツ、米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。
3. 進展なし。日本の年金制度への強制拠出についての払い戻しは、脱退する外国人については最高3年 / 1,416,000円が上限となっている。残りはすべて没収される。
4. 進展なし。外国の年金制度に加入している外国人は、拠出時に給付が発生するという理由で、外国年金制度に対してなされた拠出に対して課税される。そうした給付は退職時に再び課税される公算が大きいにもかかわらず、である。

■ 派遣社員に適用される規制

提案 人材派遣会社を取り扱うことのできる職種に適用される規制をさらに緩和すべきである。

現在の状況 大幅に進展。労働基準法の先頃の改正は、派遣社員の職種の数を増やし（製造分野の職種が初めて含まれた）、26種類の職種に関して3年間の一時雇用年限を廃止し、その他の職種に関しては許容雇用契約期間を1年から3年へと延ばした。

背景：

人的資源管理

グローバルな経済的圧力と日本のビジネス環境内での状況変化は、労働者の質と管理効率の改善に一層重点を置いて人的資源管理慣行を見直すことを企業に迫っている。効率的、費用効果的なやり方で人的資源を管理する企業の能力は、最終的には日本経済の健全さに影響を及ぼすことになる。

EBCは、先頃の労働基準法改正が日本での解雇を取り巻く状況の明確化にあまり役立たなかったことに失望している。

フレキシビリティ拡大の必要性は、2002年12月26日に厚生労働省に提出された審議会報告書で十分に認識されていたが、2003年6月26日に国会を通過した労働基準法改正は、社会通念上相当と認められる合理的な理由で企業が従業員を解雇する権利を成文化するにとどまった。新しい法律は、「客観的に合理的な理由」の何たるかについての新しい判断基準は何ら示さず、何が「社会通念上相当」であるかについてのさらなる説明もない。改正法は、長年にわたり日本の裁判所が一貫性なく適用してきた「解雇権濫用法理」等の法理をきわめて一般的な表現で法律規定化する一方で、（これまで解雇問題について口を閉ざしてきた）労働基準法と（労働者を解雇する使用者の権利を認めた）民法との食い違いを是正する以上のことはほとんどしていないように思われる。

EBCは、こうした法律面の不確かさの持続が、日本のビジネス環境の状況変化に企業が速やかに対応することを困難にするという点を強調しておきたい。企業が潜在的に不都合な法律上の結果につながることを恐れて事業の再編成をためらうことになるため、これは投資環境にも悪影響を及ぼす。EBCは、先頃の労働基準法改正の「後続」ガイドラインを作成する際に再編および解雇状況における使用者と労働者の権利と責任を明記することを日本政府に要望する。

日本における人材開発促進

日本でビジネスを行う欧州企業が直面し続けている最大の問題の1つは、日本での事業のために国際的に適格な日本人社員を確保することである。あいにく、日本の教育および資格証明制度は、とりわけ法律サービス、バイオテクノロジー、財務会計、ITといった分野における技能に関し、能力水準とますますグローバル化する現代の経済における雇用者のニーズとのギャップ拡大に効果的に対処しない。さらにまた、中堅専門職者の市場がまだ十分に発達していない。ほとんどの欧州企業は中途採用に依然大きく依存して雇用ニーズを満たしているため、これは欧州企業の日本での拡大を妨げている。

EBCは、ITおよび言語教育の増大、実務研修等の手段を通じての課外職業体験活動の推進、学齢層における起業家精神の奨励を目指した文部科学省の構想を支持する。現在海外にいる日本人勤労者とその配偶者を含む、すでに労働市場に参加している人々の技能を向上させることに一層重点を置くべきである。EBCは、「帰国者」のための労働市場開発が大きな可能性を秘めているとみている。ただしこの可能性は、こうした勤労者やその配偶者が、海外にいる間に能力開発への容易なアクセスを含む適切なインセンティブを与えられ、日本に帰国後こうした能力を容易に証明してもらえてこそ実現される。EBCは、2001年の日本・EUサミットで採択された日本・EUアクション・プランで提案されているような、交換、「ツイニング」、研修等の手段を通じての、EUと日本との間の学究面等の連携増大を支持する。

EBCは、日本で活動する小規模事業主に関するビザ要件を自由化することで海外からの投資をいっそう促進しうることにも注目している。

EBC Human Resources Committee Member Companies

Action Japan
Baring Asset Management (Japan)
Bayer
Chanel
DaimlerChrysler Japan
Danfoss
Disco
Philippe Debroux, Soka University
Equant
France Telecom Japan
Gartmore Japan
Givaudan Japan
Global Expansion Network
JAC Japan
Nokia Japan
Oak Associates
Oakwood
Orrick, Herrington & Sutcliffe
Panache
PCA Life Insurance
Roche Diagnostics
Siemens-Asahi Medical Technologies
Zurich Insurance

知的財産権

提言の要旨：

■ 水際規制

提案 模倣品と疑われるものを日本の水際で差し押さえるための手続は、より透明性の高い司法プロセスによるべきである。税関の責任と仕事量を軽減するために、立証責任は輸入業者と権利者の間で分担されるべきである。権利者は、税関当局の側の情報開示強化を通じて、知的財産権保護のために民事訴訟手続を一層活用する機会を与えられるべきである。輸入業者は、国内に持ち込まれる商品の真正性について一層大きな責任を負わされるべきである。

現在の状況 大幅に進展。権利者は今では、模倣品と疑われるものの輸入を差し止めてもらうことを日本の税関当局に公式に申請できる。日本の税関も、権利者と税関当局間の一層の情報共有を可能にする新しい開示制度を2004年を目処に実現することを検討している。しかしながら、これもやはり行政プロセスとなるため、税関当局側の開示が、自分の知的財産権を守るために権利者が民事訴訟や刑事訴訟を一層活用できるほど十分なものとなるかどうかはまだ不明である。

■ インターネット上の偽商品

提案 知的財産権侵害の疑いのある商品の削除と情報開示の要求に関するインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の責任をより明確に規定すべきである。ISPは、侵害常習者に対し一層厳しい処置をとることを義務付けられるべきである。

現在の状況 状況はむしろ悪化。オークション等のサイトを通じて新品および中古のブランド商品を売買する場として、インターネットの人気の大いに高まっている。あいにくなくことに、インターネットは日本国内で偽商品をさばくための手軽な方法ともなっており、この問題は拡大しつつある。ISPの間では、この問題への対処を助けるための共通の方針は設けられておらず、EBCはこうした状況を深く憂慮している。さらにまた、法律の曖昧さは、ISPが特定のリストで個人情報を提供することを困難にしており、このことは、権利者が侵害の疑いのあるものを追跡して民事訴訟を起こすことを困難にしている。EBCは、経済産業省が検討中のプロバイダ責任制限法改正がこうした問題を取り扱うよう期待している。

■ 意匠法と不正競争防止法の解釈

提案 日本の裁判所は、意匠法および不正競争防止法のもとでの意匠の類似性の解釈により厳格なアプローチをとるべきである。

現在の状況 進展なし。日本の裁判所は依然として、意匠法および不正競争防止法のもとでの意匠の類似性を解釈するにあたりきわめて狭い見方をとっており、法律の本義を奪い去る結果を招いている。些細な変更があるだけで、模倣品はデッドコピー（丸写し）と認定されることを免れる。侵害者はこの抜け穴を利用し、ますます急速な勢いで市場に安価な模倣品を氾濫させている。著作権を定義するために裁判所が用いる基準も、商標法や意匠法によって保護されない不正な模倣品を扱うにはあまりにも制限的である。意匠、商標、不正競争の解釈に対する司法当局の全般的姿勢が変わらない限り、模倣からの効果的な保護は達成されないであろう。

日本における知的財産権の保護強化

技術とソフトウェアの急速な開発および日本経済への組み入れに伴い、知的財産権の保護はますます重要性を帯びつつある。日本経済にとっての知的財産権保護の重要性増大を認識して、日本政府は権利保護の改善と適用法の実施のために努力を重ねている。2002年、日本政府は知的財産戦略会議を設置した。同会議は、中国やその他の途上国市場からもたらされる日本の知的財産権利者にとっての脅威に対処するための政策を含む、この問題に関する包括的な政府戦略の策定に鋭意取り組んできた。

EBCはこの政府構想を強く支持しているが、この構想はいくつかの目に見える成果を示し始めている。たとえば、2003年4月1日に施行された関税定率法改正は、知的財産権侵害の疑いのある物品の輸入を水際で差し止めてもらうことを企業が税関当局により容易に申請できるようにする。併せてEBCは、当局が取り組んでいる刑事事件の件数の際立った増加に示されているとおり、警察および税関当局が模倣品（インターネットでの模倣品販売を含む）取り締まりのために払ってきた最近の努力を高く評価している。

こうした好材料にもかかわらず、模倣品は依然、日本におけるきわめて深刻な問題となっている。パチンコ店で流通されるイタリアのブランド商品はほぼすべてが模倣品と推定される。オークション等のサイトを通してインターネット上で販売されるブランド商品の80%以上は偽商品の可能性が高い。日本の当局がこの問題に効果的に対処することを阻んでいる下記のような多数の構造的問題が存在する：

- 欧州とは異なり、日本では並行輸入が認められている。並行輸入は本質的に供給が不安定であるため、供給業者や日本の輸入業者はしばしばこの「開いたドア」を利用して、怪しげな商品を市場に氾濫させる。
- 税関当局は、権利者が権利侵害の疑いのあるものに対して効果的に民事訴訟を起こすために必要な情報開示を法律により妨げられている。
- 警察は侵害者が模倣品と知りつつ商品を扱ったということを証明する必要があるため、模倣品にからむ明白な事件でさえ、日本の当局が訴追することは難しい。
- 模倣品の所持を禁じていない現行の商標法は、「個人使用」の目的で模倣品を郵送または手運びで日本に輸入することを可能にする。この抜け穴は、商業輸入業者によってますます悪用されている。商業輸入業者は発覚のおそれを減らすために怪しげな商品を小分けにして多量に輸入する。商標法の改正、もしくは、税関での現行法の抜け道を悪用する業者への監視の強化が行われない限り、EBCは現実問題、こうした状況が改まるとは予想していない。旅行者も少量の偽商品を日本に持ち込むことをこの法律のもとで認められている。これは容認すべきでない現状である。
- 権利侵害容疑に関連した個人情報開示に関するインターネット・サービス・プロバイダの責任は、日本の法律では十分に規定されていない。その結果、民事訴訟を起こすために必要な、権利侵害容疑者に関する個人情報を権利者がISPから入手することは困難となっている。
- インターネット上での模倣品の販売と闘うために司法手段に頼ることは、関係の商品数を考慮すると、必ずしも実際的ではない。権利侵害の疑いのあるものがないかどうか絶えずウェブサイトを監視することは権利者にとってきわめて手間のかかることでもある。
- 特許法・商標法の先頃の改正にもかかわらず、権利者に裁定される損害賠償額は依然あまりにも少額であり、権利侵害の影響の大きさを反映しておらず、侵害者に権利侵害抑止力をもたらしていない。

EBCは、知的財産権問題に取り組んでいる日本の様々の機関に対し、この嘆かわしい状況を打破することを目指した具体的な対策を導入するよう要望する。そうしてこそ、日本は「模倣品天国」というイメージを払拭することができるだろう。

小売

提言の要旨：

■ 大店立地法

提案 大店立地法のもとで地方自治体に申請される事業免許申請は、公正且つ一貫したやり方で処理されるべきである。新規小売店舗の開設を目指す申請者に課される管理上の重荷は、法律の本義に沿って軽減されるべきである。

現在の状況 限られた進展。申請は現在、処理されるのに1年以上かかる。多くの場合、地方自治体は、2000年6月に大店法に取って代わった大店立地法の本義にもとる新たな条件を申請者に課している。多くの場合、大規模小売店舗を開店するための手続は複雑さが減少ではなく増大している。これは、日本での新規小売店舗の開店にからむコストを増大させ、ひいては日本経済に不利に働く。

■ 酒類小売業免許

提案 1. 「緊急調整地域」を廃止すべきである。
2. 企業は、大型店舗酒類小売業免許の失効を待つことなく、新しい免許制度のもとでより広範囲の酒類販売を可能にする酒類小売業免許を申請できるべきである。
3. 酒類小売業免許制度の先頃の自由化は、卸売業免許にも拡大されるべきである。

現在の状況 若干の進展。2001年に始まった規制緩和は、日本における酒類販売業免許を徐々に自由化してきた。あいにく、一部地域は、規制緩和から既存の酒類小売業者を守ることを意図した暫定処置のもとで「緊急調整地域」に指定されており、こうした地域では1年間は新規免許の発行（または既存免許の譲渡）は行われない。さらにまた、限られた範囲の酒類販売を可能にする大型店舗酒類小売業免許をすでに有している企業は、現有の免許が失効するまでは、より広範囲の新しい酒類小売業免許を申請することができない。EBCは、卸売活動に関する酒類販売業免許の規制緩和がなされていないことに注目している。

■ 食器類の輸入にからむ規制の重荷

提案 日本への食器類輸入の申請プロセスに適用される規制は、EUで設けられているのと同様の輸入手続を採用して緩和すべきである。輸入認可の有効期間を1年から5年へと延長すべきである。

現在の状況 進展なし。日本への食器類の輸入には食品衛生法が適用され、認可の取得手続は相当複雑である。あらゆる食器類製品について輸入届出書に記入を行って処理手数料を支払わなければならない、これは日本への食器類輸入のコストを増大させる。輸入認可の正式有効期間はわずか1年間である。

背景：

EBC Retail Committee Member Companies

CARAN d'ACHE Japan
Carrefour Japan
Chanel
Club 8 Company
Copyrights Japan
Danfoss
Exel Japan
Henkel Japan
IKEA Japan
Land Development International
Nestle Japan

商環境：概観

日本の小売セクターへの新規参入者は大きな難題に直面する。新規参入者は、顧客価値を高め、優れたマーチャンダイジング方式を開発し、投資費を最適化し、地元小売業者からの競争チャレンジ増大に耐え、日本市場の慢性的に不振な小売景気を克服するためにコストダウンを推し進めなければならない。

最大の難題の1つは、間違いなく、日本で存続して行ける長期的な成長を確保することである。

デフレ圧力は依然、外国人投資家の心情に重くのしかかっている。

日本の不動産市場は、他の多くの先進国の不動産市場ほど効率的ではないため、情報や入札プロセスの面で地元事業者はグローバル小売業者に対して明白な地の利を有している。地価の下落にもかかわらず、日本の不動産は依然、きわめて高価であり、小売業者は往々、多額の前払い金の支払を要求される。

出店地を確保した後も、大規模小売業者は、新しい大店立地法が定める認可プロセスをくぐり抜けねばならず、事業を行う許可を取得するには申請を提出してから8ヶ月以上もかかる場合がある。この法律は2000年に旧来の大店法に取って代わったが、旧法の主目的が小規模小売業者を単に保護することであったのに対し、新法の主目的は周辺地域の住民にとっての生活環境を守ることである。大店立地法を実施する権限は現在、大店法の場合と異なり、国ではなく地方自治体に与えられている。EBCは、地方分権へと向かう日本の最近の傾向を原則的に支持する一方で、地方自治体が、改革の本義を無効化する、新規小売事業への新たな条件を課す新たな権限を活用してきたことにも注目している。大店立地法を公正且つ一貫したやり方で適用すること、および、新規店舗の開店を目指す申請者に課せられる管理上の重荷を法律の本義に沿って軽減することが肝要である。

1000 m²超の小売店舗の開店に対する制限のため、多くの外国小売業者は、既存の日本の小売業者の買収やより小規模の店舗の開発といった他の選択肢を模索することを余儀なくされてきた。日本の小売業種の株価低迷や、企業再編成を助ける外国資本介入に対する日本での受容度増大、日本の商法と民事再生法の先頃の改正に伴う取引の構造面の自由度増大のため、合併・買収や戦略的提携を通じて日本市場に参入するほうが容易となっている。産業再生機構の創設といったその他の政策構想の発展も助けとなっている。

酒類販売業免許

EBCは、2001年に始まったプロセスである日本における酒類小売業免許制度をさらに自由化する2003年9月1日に施行された新法を歓迎する。抽選制や距離・人口に基づく制限といった時代遅れの規制や手続は廃止された。あいにく、現在進行中の自由化の影響からの一時的救済を既存小売業者に提供することを目的とした新しい法律が2003年8月に制定された。供給が需要を上回り、且つ、既存小売業者の過半数にとって、2002年度の売上高が1999年度～2001年度の平均の10%以上低下した場合には、税務署長は所轄地域を1年の間、「緊急調整地域」に指定することができる。合計3383地域のうち、933地域が緊急調整地域に指定された。この法律が毎年更新されて「緊急調整地域」の見直しがなされるならば、外国企業は日本への投資面で大きなリスクを負うことになる。

EBCは、新しい酒類販売業免許規制の実施についても懸念している。日本酒、焼酎、ビールの販売を認めていない大型店舗酒類小売業免許の保有者は、現有の免許（有効期間3年）が失効するまでは、より広範囲の酒類販売を認めている新種の免許を申請することができない。

E-コマース

提言の要旨：

■ ユーザーの信頼の促進

提案 EBCは、「e-Japan」等の構想や、商取引のセキュリティおよび個人情報の保護に対する不安を和らげることを目的とした包括的な規制の枠組みの効果的な実施を通じて、日本でビジネスを行う目的でのインターネット利用に対する信頼を促進しつづけることを日本政府に要望する。その一方でEBCは、ビジネス開発や商慣行を妨げることなく個人情報の取得・管理・使用を規制することの重要性を強調したい。

現在の状況 着実な進展。企業と個人が安心してインターネットを商取引に利用できる環境作りは、日本におけるe-コマースのさらなる発展にとっての最重要課題である。インターネットと電子商取引のセキュリティに対する不信任は、オープンe-マーケットプレイスを通じてのオンライン取引のおぼつかない発展ぶりや、先頃の「住基ネット」導入等の構想に対する国民の拒否反応に見て取れるとおり、いまだに根強い。日本政府はこうした問題点を認識しているようであり、個人情報の使用の保護といった関連問題への取り組みを開始している。

■ 販売活動の規制緩和

提案 EBCは、企業が顧客へのサービス提供にインターネットをもっと活用できるよう、保険や国際航空輸送といった分野における販売活動の規制緩和を継続するよう日本政府に要望する。

現在の状況 これらの分野では限られた進展。いくつかの法律・規制面の障害が依然、保険および国際航空輸送分野におけるインターネットによる販売（およびアフターサービス）の発展を妨げている。

■ グローバルなアプローチ

提案 EBCは、電子署名認証に対するグローバルなアプローチの展開面で国際社会との協力を継続し、課税等、インターネット販売に影響を及ぼす他の分野においてさらに協力するよう日本政府に要望する。

現在の状況 日本におけるe-コマースの発展を妨げている問題の多く（たとえばプライバシー保護、商取引のセキュリティ確保、有望なビジネス・モデルの開発等）は、他の諸国が直面している問題と同様である。インターネットのグローバルな性格を考慮するなら、日本がこの点を念頭に置いてインターネット戦略を策定することが肝要である。

日本のe-コマース市場概観

電気通信サービス提供面の競争促進と情報通信技術インフラの改善を目指した官民双方の協調努力の結果、日本は今や、世界最高水準のインターネットおよび携帯電話普及率を誇っている。日本は世界で最も高コストに属するインターネット接続環境から、5年足らずで最も低コストの部類に移行している。これはまさに目を見張るべき成果である。

ブロードバンド（加入者1000万人以上）と携帯電話向けインターネットの急速な普及のお陰で、消費者向けe-コマースの成長が勢いを増し始めており、電子商取引推進協議会が作成した統計によると、2002年には前年の倍近い1兆7,000億円にのぼった。製造業者、小売業者、卸売業者の約30%が他の企業とインターネット上で商取引を行い、金融機関全体の30%が消費者向け業務をオンライン化していると推定されている。企業間電子商取引（B2B）市場は2002年には36%の年度成長率で46兆円を超え、2007年には126兆円まで成長すると予想されている。

日本の野心的な「e-Japan」戦略の初期段階が達成されたのに伴い、日本政府は、インターネット・ベースの商取引の発展を妨げている未解決の問題に的を絞ることによって情報通信技術インフラの一層の活用を促進することに注意を向けつつある。

商取引および行政手続向けのインターネット利用の促進

日本におけるブロードバンド普及率の急増にもかかわらず、EBCは、商取引および行政手続向けのインターネット利用がまだポテンシャルを実現していないと感じている。

e-マーケットプレイスは、規模の大小を問わず、あらゆる企業に効率向上と事業拡大の明確な機会を提供するとはいえ、B2B市場では、調達に対する保守的な態度や、管理職者層における低レベルのITリテラシー、クレジットの信用性・決済・認証に対する懸念が、依然、この分野におけるe-コマースの発展を阻害している。日本政府はこうした問題を認識しているようであり、EBCは、中小企業のニーズに対処することに特に重点を置いた、e-マーケットプレイスの発展を支援するさらなる政策構想に期待している。EBCは、認証や暗号化といった問題に関しローカル・レベルで制定される政策がはるかに大規模の通商に影響を及ぼす公算が大きいことから、欧州やその他の主要貿易相手国の企業との緊密な協力を奨励する。

企業・消費者間取引市場の発展の不規則なパターンは、一部のセクターで他のセクター以上にe-コマースの発展を妨げてきた技術・哲学・法律・商業上の障壁を浮き彫りにする。こうした問題が解決されるまでは、デジタル・コンテンツ、教育サービス等の市場は未開発のままとなるだろう。

こうした状況を考慮するなら、ビジネス・モデルや商取引に適用される規制が、今後とも、情報通信技術の急速な発展と歩調を合わせて、起業家精神と、市場への新しいアイデアの導入を促進することが重要である。経営効率の向上、利便性の改善、顧客への新サービスの提供のためにe-コマースを利用することを望む企業は、それぞれのビジネス分野での活動に適用される時代遅れの規則や規制のせいでe-コマース利用を妨げられることがあってはならない。ここ2、3年間に電子商取引に適用される規制環境面でいくつかの注目に値する改善がみられている一方、EBCは、様々の省庁が、それぞれの規制管轄域内の活動、とりわけ金融および国際航空輸送セクターにおける活動へのインターネット利用に強硬に反対していることに失望している。

法律サービス

提言の要旨：

■ 提携・協働の自由

提案 日本の弁護士（弁護士）と外国の弁護士（外弁）は、クライアントにより良いサービスを提供するために、制限なしに事業を組織・運営できるべきである。現行の特定共同事業制度は、弁護士と外弁の本格的提携を可能にする制度に改正されるべきである。

現在の状況 大幅に進展。実施された暁には弁護士と外弁が選択しうる協働形態に対する制限を撤廃することになる進歩的な法律が2003年7月に国会で可決された。不可解なことながら、新法の前向きな精神に反し、弁護士と外弁が同じ名称を共有するためには日弁連の特定の規則を満たすことが必要になる。日本における国際ビジネスの利益と、大いに必要とされる外国直接投資の促進のためには、この画期的な法律を速やかに実施し、見込まれる2年間の実施猶予期間をできるだけ短期にとどめることがきわめて重要である。

■ 公平な取扱い

提案 外弁と弁護士は、クライアントの利益に奉仕しそれを保護することを条件として、平等且つ公平な立場で（弁護士資格を取得した場所を問わず、日本の弁護士を含めて）弁護士を雇用できるようにすべきである。

現在の状況 進展。新法は、弁護士が日本国内の外国法事務弁護士事務所に雇用されることを妨げている禁止条項を撤廃することになる。しかしながら、日本の法律に関する助言を行う日本国内の外国法事務弁護士事務所に対する制限の結果として、外弁によって雇用された弁護士は、その法律事務所に日本の弁護士がパートナーとしていない限り、外国法事務弁護士事務所の名前で助言ができないとされている。これは新しい規定の明白な目的に反し、弁護士を事実上雇用不能にするため、EBCはそうした解釈を認めない。

■ 弁護士法人

提案 弁護士法人の設立を弁護士のみ認めるとい先頃の改正は、外国の弁護士にも認められるべきである。総合的法律サービスの運営を選択するにあたっての名称や事務所スタイルの選択面で弁護士と外弁の自由を制限することには正当な理由はない。

現在の状況 進展なし。弁護士と外弁の平等拡大へと向かう現在の決定的な動きに沿って、支店を開設できること等の、弁護士法人設立の潜在的メリットは、日本の弁護士だけに限定されるべきではない。

■ 紛争解決

現在の状況 先頃発表された司法制度改革推進本部の裁判外紛争解決手続（ADR）報告書は、日本でのADRの利用を最もうまく推進・促進するADR基本法の導入につながることを期待されるプロセスのきわめて重要な第1歩を踏み出すものとなった。これは、民事紛争の迅速な解決の恩恵を受ける国際企業から大いに歓迎されるだろう。

注釈 ADRについての経験豊富な有識者らは、日本での紛争解決手続の策定に際して、制限的で過度に官僚的なアプローチをとらないよう警告している。彼らは日本政府に対し、弁護士として認められた者、あるいはその他の形で政府から登録・認可された者であろうとなかろうと、あらゆる個人と団体が、仲裁、調停等の裁判外紛争解決および紛争回避において自由に活動できることを確保するよう要望している。

■ 外国法事務弁護士の資格取得

提案 外弁になるための手続を合理化して、異なる地域で取得した弁護士資格の相互認定をより速やかに実現すべきである。日本で弁護士免許を得る以前に最低3年間の経験を有していることという外弁に関する要件は撤廃されるべきである。さらに、どこの国で経験を積んだかにかかわらず、資格取得後のすべての経験は同等の価値をもつとみなされるべきである。

現在の状況 ほとんど進展なし。外弁として登録するための制度は依然不必要なまでに複雑且つ費用と時間がかかる。「適格経験」を規定する地理的制限は、グローバルな法律サービスの時代にあっては不可解としか言いようがない。規制は、日本で活動することを国際法律事務所の弁護士に奨励し、外弁資格を申請する際に弁護士資格取得後経験をそのまますべて認定する制度をサポートすべきである。目下のところ、外国で資格認定された弁護士として日本で活動した経験のうちのわずか1年しか、外弁資格取得のための3年間の要件から差し引いてもらえない。

■ 国境を越えた法律サービス

提案 日本国外の弁護士から受けたアドバイスを日本国内のクライアントに伝える方法を規定した、外弁のみに適用される要件は撤廃して、外弁のクライアントと弁護士のクライアントの立場が同じになるようにすべきである。

現在の状況 進展なし。第三国の法律に関するアドバイスを提供する外弁には、日本の弁護士の場合よりも多くの制限がある。こうした要件が、越境取引面の法律サービスを受ける日本在住クライアントの真のニーズに奉仕することを目指すものであるとすれば、それがなぜ外弁にだけ適用されるのか不明である。

税制

提言の要旨：

■ 説明責任

- 提案**
1. 国税庁は、正式の回答文書制度のもとで寄せられる要求についてのみならず、標準慣行として、すべての裁定と明確化を書面で提供すべきである。これは、特定の取引についての事前照会を含むべきである。こうした裁定は、書面による先例集を確立するために、匿名形式で定期的に国民に公開されるべきである。
 2. 納税者の秘密を守る現行の法律は厳密に施行されなければならない。

- 現在の状況**
1. 進展なし。特定の税務状況に関する明確且つ拘束力あるガイダンスの欠如は依然、日本でビジネスを行う欧州企業を悩ませ続けている。企業は、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を数多く報告している。特定の取引についての明確化が書面で発行されることはいまだに珍しい。正式の回答文書制度のもとで発行される回答を除き、いかなる個別ガイダンスの記録も国民には公開されない。これは事業計画を困難にするとともに、特定の裁定に関して紛争が起きる場合、企業が効果的な救済を仰ぐことを妨げる。
 2. 進展なし。納税者と日本の税務当局との間の紛争についての報道はあとを絶たず、この傾向はますます強まっているようである。これは大いに必要とされる外国直接投資を減退させる。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

■ 連結納税

- 提案**
1. 連結納税制度を利用することを選択する企業に課せられる2%の付加税は撤廃されるべきである。欧州ではそうした税は存在しない。
 2. 全額出資（100%）子会社のみを連結できるという要件は制限が厳しすぎる。50%の下限に取って替えるべきである。
 3. 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定は廃止されるべきである。
 4. 連結グループに加入する企業の資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
 5. グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
 6. 連結に地方税を含めるべきである。法人住民税と法人事業税に関する税制は、関連の地方税申告作成面の管理業務を軽減するために、できるだけ簡略化すべきである。

提言の要旨（続き）：

EBC Tax Committee Member Companies

Aventis Pharma
BASF Japan
Bayer
British American Tobacco Japan
Chanel
Ciba Specialty Chemicals
DaimlerChrysler Japan
Dalpayrat Foreign Law Office
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Henkel Japan
KPMG Peat Marwick
Loyens & Volkmaars
Mazars Japan
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Orrick, Herrington & Sutcliffe
Philips Japan
PricewaterhouseCoopers
Sonderhoff & Einsel
Telekurs (Japan)

現在の状況 進展なし。 上記の諸問題への対処がなされない限り、2002年に日本で導入された連結納税制度が日本国内の法人納税者の間で十分にまたは活発に利用されることはないだろう。

■ 外形標準課税

提案 法人事業税から外形基準を取り除くべきである。

現在の状況 進展なし。 2004年4月より、資本や人件費といった利益以外の基準が法人事業税の一部となる。そうした税金は外国直接投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。新しい法人事業税では（一般に）外国の親会社は日本での所得に関して完全な外国税額控除を受けられなくなる。

■ 欠損金の繰越

提案 税務上の欠損金は、現行の5年限度ではなく、無限に繰り越せるようにすべきである。

現在の状況 進展なし。 過去10年の大半の期間、日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。EBCは日本政府に対し、すべての損失についての十分な救済を確保できるように企業を支援することによって日本のビジネス・投資環境を改善するために可能なあらゆる手を打つよう要望する。

■ 企業組織再編税制

提案 1. 他の法域における税制と一貫性をもつよう、外国株式がからんだ企業組織再編および株式交換はいかなる場合にも課税が繰延べされるべきである。
2. 基本概念の定義面で当局に無制限の裁量を付与するのを避けるために、法規を明確化すべきである。様々の基本用語（たとえば「事業」や「事業の継続性テスト」など）はより正確に定義される必要がある。
3. 意図された再編成が適格組織再編成の条件に適合しているか否かについて、納税者が正式の事前照会を行えるようにすべきである。

現在の状況 進展なし。 2003年4月9日より、産業活力再生特別措置法は、企業が苦境にあり、且つその企業の活力再生計画が政府によって承認される場合には、国境を越えた「三角合併」を認めている。しかしながら、同法は課税を取り扱っておらず、したがって、適格課税中立合併に関する規則は適用されない。

■ 移転価格

提案 1. 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。

提言の要旨（続き）：

- 提案（続き）
2. 税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。
 3. 売上高に対する販売費および一般管理費の比率が売上総利益率に及ぼす効果を説明するためには、実際の機能とリスクに由来する場合であれ、実施される機能の集約度に由来する場合であれ、販売費および一般管理費調整の使用面で一層の柔軟性があるべきである。
 4. 日本市場の特殊な特徴にあまり重点を置くべきではない。

現在の状況 進展なし。 税務当局は依然、納税者が製品や機能の類似性を確認しにくい秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っている。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。移転価格算定方法適用面のこの不整合は、納税者が直面する困難を増大させている。

日本の税務当局は、個別製品または製品群の売上総利益率に重点的に焦点を合わせている。これは、売上高に対する販売費および一般管理費の比率が比較対象企業の場合より低い企業には不利に働く。こうした相違は、機能の集約度の相違、または、納税者と比較企業との間の実際の機能やリスクの相違のいずれかに起因している。移転価格調整を行う際にはそうした相違を認識すべきである。

税務調査官は依然として、日本市場が特殊な特徴と参入障壁を有しているとの見方にあまりに重きを置いており、その結果、日本法人のマーケティング無形資産には、実際に値する以上の価値が与えられている。

■ スtock・オプション

提案 スtock・オプションの優遇税率は、株式が発行された国がどこであれ、すべての株式に適用されるべきである。

現在の状況 大幅に進展。 EBCは、外国企業によって発行されたstock・オプションからの所得を日本企業によって発行されたstock・オプションからの所得と同様に取り扱うよう義務付けた東京地方裁判所の先頃の裁定を歓迎する。

■ 研究開発およびIT優遇税制

現在の状況 新たな問題点。 適格研究開発費に関しては（従来のように、研究開発支出の増加分だけに限らず）10%～12%の税額控除が利用できるようになる。EBCはこれを歓迎する。しかしながら、日本国内に研究開発設備を有していても日本国外で研究開発費を計上する企業は、この税額控除を受ける資格がない。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

資産運用

提言の要旨：

■ 規制当局の一本化

提案 資産運用業務に適用される規則・規制は可及的速やかに整合化されるべきである。これは、2つの既存業界団体の合併を促進し、市場の一貫性と効率性をさらに促進するだろう。

現在の状況 進展なし。投資信託の運用と投資顧問サービスの運用は実質的にあまり異ならないとはいえ、それぞれの業務は、別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件を有する別個の法律によって規制される。これは、管理手続の事実上の重複となっており、そのコストは最終的に消費者の負担となっている。

■ オフショア・ファンド

提案 EBCは、資産運用会社がグループ系列会社によって運用される商品を日本国内の適格機関投資家に対し、より容易にプロモートおよび販売できるよう、オフショア商品の販売およびプロモーションに適用される規制（ヘッジファンドやストラクチャード商品といった「代替的」投資を含む）の改革を要望する。単一のオフショア・ファンドに全額投資することを国内フィーダー・ファンドに認めるよう、日本投資信託協会の規則も改正すべきである。さらに、所得とキャピタルゲインに対する税率は、オンショアおよびオフショア投資間で整合化されるべきである。

現在の状況 状況は悪化。オフショア・ファンドの販売、マーケティング、サービスに適用される規制は依然として、資産運用会社が日本国内の投資家に海外系列会社の商品をプロモートすることを困難にしている。それどころか、オフショア商品の販売を取り巻く状況は、未登録のオフショア商品を一層差別する新しい税規則の実施に伴って悪化する公算が大きい。これによって日本の消費者が利用できる投資選択肢は一層減ることになり、これは、日本政府が達成に努めているはずのものとまったく逆である。

■ 純資産価値計算

提案 消費者保護のため、純資産価値（NAV）は資産運用会社からは独立して計算すべきである。

現在の状況 進展なし。日本では、すべての投資信託のNAVが2度にわたって計算される。NAV計算の重複は、相当の付加コストをもたらしており、そのコストは最終的に消費者の負担となる。

■ 系列会社取引

提案 日本国内の資産運用会社は、グループ系列会社に代わって日本の証券の売買注文を出すことができるべきである。

現在の状況 若干の進展。金融庁は、一定の発注裁量権がグループ系列会社から委任されている限り、日本国内の資産運用会社がグループ系列会社に代わって注文を出すことができると口頭で示唆した。EBCは、「ノーアクションレター」を通じてこの立場の明確化を求めており、この要求に可及的速やかに回答するよう金融庁に要望する。

規制環境

専門的資産運用は、国民の貯蓄、生活保障、老後の生活の質に大きく貢献する。専門的資産運用サービスへのアクセスは究極的に消費者の最大の利益になるため、規制環境がこれを促進することが重要である。

EBCは、リスク、リスク許容度、投資成果、収益履歴、流動性、手数料、関係者取引の明確で意味ある開示をサポートする消費者志向の開示ガイドラインに基づいた、よりマクロ・レベルからの日本の資産運用セクターの規制監督へのアプローチを支持する。「投資家の洗練」にいつその重点が置かれるべきである。そうすることで、金融庁は保護を切実に必要とする者に、限られた資源のより多くを投入する一方、銀行、保険会社、年金基金といった洗練された機関投資家に提供される投資選択肢（ヘッジファンド等の代替的投資を含む）を拡大できるようになるだろう。

EBCは、他の諸国では、様々の投資家のために同種の資産のより広範囲のプーリングを推進する継続的措置がとられていることを承知している。これは数多くの有益な効果をもたらしてきた。すなわち、運用管理下のファンドの大幅な増加、最終投資家にとってのコスト削減、すべての投資家の平等且つ公平な取扱いの推進、資産運用サービス提供者の数の大幅増加ならびにその結果としての競争激化および個人投資家にとっての選択肢拡大などである。

プールされた資産の効率的運用の奨励

明るい材料として、EBCは、資金の運用を認可投資顧問会社に委託することを新設の日本郵政公社に認める2003年7月に制定された法律を歓迎する。これは、認可投資顧問会社の専門知識を利用することを法律で禁じられていた日本最後の大規模投資プールだった。EBCは、専門顧問サービスの効果的な利用について郵政公社と情報交換を行う機会を歓迎する。

しかしながらEBCは、プールされた資産の効率的な運用を奨励するために日本がなしていることはまだたくさんあると感じている。資産運用会社が取り扱うことのできる証券の種類に関する規則は、ある種のヘッジファンドやその他のストラクチャード商品を含め、他のグローバル市場よりもはるかに制限的である。

EBCは、金融庁、財務省の各財務局、ならびに日本の資産運用セクターの2大自主規制機関である投資信託協会（JITA）および日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の間の、認可、申請、顧客への開示に関する規制要件のさらなる整合化を要望する。重複した規制機能にからむ規制の重荷は、資産運用セクターにおける効率的な事業運営を妨げ、最終的には消費者にとっての不利益となる。

EBCは、申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するために認可制度の見直しを行うよう日本政府に要望する。金融庁／財務省理財局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を規定・公表することに難色を示してきた。根本的なビジネス目的は企業間でさほど異ならないにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなっている。このような規制一貫性の欠如は、規制環境のしかるべき中立性を疑わせ、非遵守に対する不安から、企業が新しいビジネス・チャンスを追求することを困難にしている。

純資産価値（NAV）計算の明確化についても一層の進展が求められている。投資信託委託会社と、投資信託資産を保有する信託銀行はかねてから、ファンドの純資産価値を両者が別々に計算する義務があると感じてきた。こうした作業の重複は、日本のファンド・マネジャーに相当の付加コストをもたらし、そのコストは最終的に消費者の負担となる。EBCでは、消費者保護のため、投資信託の純資産価値は資産運用会社とは独立して計算されるべきであると確信している。EBCは、この問題の商業的解決法を追求する業界の努力を支援するよう金融庁に要望する。

銀行業務

提言の要旨：

■ ファイアーウォール

提案 日本の金融市場の完全な自由化を実現するために、日本政府は証券取引法第65条を廃止すべきである。

現在の状況 進展なし。リテール分野では銀行と証券会社間のファイアーウォール規制を緩和するいくつかの措置がとられているものの、それらは、日本の金融市場の完全な自由化を目指したものでもなければ、日本における統合された金融業界の確立を目指したものでもない。

■ 規制の重荷

提案 様々の規制当局と自主規制機関間の機能の重複をなくすべきであり、こうした種々の機関への報告要件の全体的な重荷を軽減すべきである。

現在の状況 限られた進展。金融庁／証券取引等監視委員会（SESC）がスタッフを増員し規制機関としての経験を積むことによって監視・検査機能を増強させ続けている一方で、証券取引所や日本証券業協会（JSDA）等の機関も金融機関に対する独自の監視を強めており、機能の重複と報告要件の重荷につながっている。

■ 規制の明瞭性

提案 規則と規制をより一貫性をもって適用すべきである。金融庁は、パブリックコメント制度のもとでの意見収集のためのコメント期間を延長し、「ノーアクションレター」制度の利用を真に奨励し、この制度のもとで寄せられる明確化の要求への回答にかかる期間を短縮すべきである。

現在の状況 限られた進展。金融庁は業界との対話に一層前向きの姿勢を示しているとはいえ、金融庁／証券取引等監視委員会による規則解釈の一貫性と透明性にまつわる疑問は依然、大きな懸念事項となっている。

■ 罰則と制裁措置

提案 日本政府が違反を処罰する制度は、行政処分の適用面の一貫性と透明性を確保することによって改善すべきである。同時に、検査・処罰プロセスの完全性は、守秘義務違反とメディアの無差別利用によって汚されるべきではない。

現在の状況 新たな問題点。現行の行政処分制度は、罰則の適用が予測不能で行き当たりばったりであり、差止や改善命令の効果が最終的に市況や各社の事業規模・事業構成に左右されるため、すべての企業を公正に扱っていない。違反／制裁措置の透明性ある公表によって守られる検査中の守秘義務は、一貫性あるアプローチが存在していること、および処罰が不必要に誇張されないことを保証するだろう。これはとりわけ、税務当局と金融庁による検査に関してきわめて重要である。

背景：

さらなる改革の必要性

EBCは、金融セクターの再活性化を目指す近年の日本政府の努力を認めるとともに、金融セクター改革の基本原則から後退することのない、さらなる措置を奨励する。信頼できる適格な金融仲介機関の存在は経済全体にとって必要不可欠であるため、EBCは、金融セクターの再活性化が日本政府の目下直面している最も重要な問題の1つであると感じている。

EBCは、日本の銀行が保有する株式を日本銀行が買い取る決定や、産業再生機構の設置、より効率的な金融市場の確立を促進することを目指したその他の多数の改革措置等の動きを支持する。日本の銀行は、日本政府からの圧力の結果、不良債権処理面でより強硬な方針をとりつつあるように見受けられる。

とはいえ、ごく最近では2003年5月のりそなグループへの公的資金注入にみられるように、金融セクターは依然、問題を露呈し続けている。EBCでは、日本の金融市場に対する投資家の信頼を促進する鍵は、金融業界のバランスシートの透明性を高めること、規制効率を高めること、日本の金融機関と消費者のニーズを満たす革新的ソリューションの開発を奨励する競争的市場環境を創出することを目指す具体的な政策を実施する日本政府の能力にあると確信している。

ファイアーウォール

金融サービス機能を人為的に分離しているファイアーウォール規制は、日本における統合された金融業界の実現を人為的に阻んでいる。こうした障壁は、ほとんどが総合銀行グループの一員である欧州の金融業従事者にとってとりわけ不利なものとなってきた。EBCは、小口投資家への証券商品の販売を促進するために銀行と証券会社に共通のリーテイル・スペースを共用することを認めた2002年に実施された改革が、銀行と証券会社の間に人為的障壁を設けている既存の規制の合理化にあまりつながらなかったことに失望している。EBCは、銀行が証券業務を行うことおよび証券会社が銀行業務を行うことを禁じている証券取引法第65条の撤廃を改めて要望する。そうした自由化を通じてこそ、日本の金融サービス業界は世界市場における地位を回復し、ひいては日本の消費者、産業界、機関投資家に十分に競争力のある金融商品群を提供することができるようになるとEBCは確信している。

規制環境の改善

EBCは、法律と規制の適用面の透明性と公正さの確保を目指して努力を続けるよう金融庁に要望する。同時に、規制プロセスの合理化、報告要件の削減、重複した規制機能の廃止によって日本の金融サービス業界における規制の重荷を軽減することに一層努める必要がある。EBCは、日本政府が（英国の金融サービス機構（UK FSA）の方針に沿った）スーパー規制機関モデルを設けて金融庁内に業界団体の規制機能を吸収するか、あるいは監督・検査・報告の無駄な重複を避けるために連絡調整を改善するべきであると感じている。

同時に、関係の法律や規制の透明性ある一貫した適用を確保するためにさらに多くのことをすべきである。EBCは、関係者から政策の変更に関する意見を収集することを目的としたパブリックコメント制度の1998年の導入や、日本式の「ノーアクションレター」制度の確立と先頃の導入を歓迎したとはいえ、これら2つのメカニズムの潜在力がフルに活用されているかどうかについては疑問視している。パブリックコメント制度に関して、EBCは、より幅広い観点から政策案を公正に評価するためにコメントを行う十分な時間が関係者に与えられているかどうか疑問に感じている。目下、コメント期間は、1週間から約1ヶ月まで、長さがまちまちとなっている。「ノーアクションレター」制度に関しては、EBCは、制度が2年前に導入されて以来、金融庁から比較的少数の回答しか発行されていないことに注目している。制度で扱われる発行件数の少なさは、制度が効果的に利用されていないことを示唆している可能性があり、これはおそらく、回答を受け取るまでにかかる長い時間（平均2ヶ月）や、制度が金融庁から強力に支持されていないとの業界の認識に起因するものだろう。

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO
Banca Intesa
Barclays Bank
Barclays Capital Japan
BNP Paribas
BNP Paribas Securities (Japan)
Commerzbank
Credit Agricole Indosuez Securities
Credit Lyonnais Securities
Credit Lyonnais
Deutsche Securities
Dresdner Bank
Dresdner Kleinwort Wasserstein
HSBC
HSBC Securities Japan
ING Bank
ING Securities (Japan)
Orrick, Herrington & Sutcliffe
Sanpaolo-IMI Bank
Société Générale Securities
Standard Chartered Bank
Swedbank
West LB SecuritiesPacific

保険

提言の要旨：

■ 商品承認

提案 事前商品承認に関して残っているあらゆる要件と、金融庁によるプライシングへの関与は廃止されるべきである。

現在の状況 限られた進展。1999年に行われた特定の損保企業物件に関する通知制度の策定とその後の拡充は、紛れもなく、正しい方向への一歩だったとはいえ、プライシングと保険契約の包括的な規制緩和が生保・損保両セクターにおいてまだ必要である。EBCは、規制当局が、個人物件さえも含め、新商品の承認に関与する必要があることを強調したい。なぜなら、競争価格での革新的保険商品の導入を妨げる働きしかないからだ。

■ 契約者保護基金

提案 日本政府は、生保および損保セクターにおける契約者保護機構への事前資金拠出にからむきわめて大きな財務的負担を軽減する方法を探るべきである。

現在の状況 進展なし。日本政府は、生保基金により多くの資金を注入するという2002年末の決定に伴い、制度の全面的な見直しを約束していたが、この見直しはまだ始まっていない。

■ 金融機関を通じての保険販売

提案 金融機関を通じての保険商品の販売に対する残りすべての制限を撤廃すべきである。

現在の状況 いくぶん進展。銀行販売を自由化する2001年4月と2002年10月の改革に伴い、銀行や証券会社といった金融機関は今では、特定の商品種目を販売することを認められている。その他の商品も今後追加される見込みだが、金融庁は明確なスケジュールをまだ定めていない。

■ 変額年金の積立方法

提案 保険料積立金と予備積立金の積立方法は、変額年金商品独自の特徴をより正確に反映するよう変更すべきである。

現在の状況 新たな問題点。日本における変額年金の積立金要件は、勘定価額に対して他の国々の場合より大きな割合の保険料積立金を保有することを保険会社に義務付けている。これは、保険会社にとっても、消費者にとっても、変額年金商品のコストを高める働きをする。金融庁は、市場変動の影響を受けるすべての商品について積立金要件の見直しを日本アクチュアリー会に要請しているが、EBCは、変額年金にとってこれが、短期的には保険料積立金の資本負担を軽減する一方、長期的には適正な予備積立金を確保する変更につながることを期待している。

規制改革とマクロ監視

EBCは、保険契約とプライシングのミクロ監視から、ソルベンシー比率、自己資本妥当性、適切で近代的な会計慣行のマクロ・レベル監視への移行を継続するという、規制改革プログラムで述べられている日本政府の長期目標を支持する。これは、認められることと認められないことを明確に規定し、逆の解釈を生む不確かさを伴うことなく、すべての市場参加者に刷新の自由を認めるオープンな体制を日本政府が採用してこそ可能となる。最終的には、日本当局が好むミクロ・レベルの舵取りを廃止して、ソルベンシー比率や自己資本妥当性といった重要な財務データのマクロ・レベルの監視に監督的を絞り直すべきである。これは、革新的な新商品の開発を可能にする一方、保険会社が契約者への義務を確実に遂行できるようにするだろう。

販売

EBCは、金融庁が銀行およびその他の金融機関を通じての保険商品販売の規制緩和に着手したことを喜ばしく思うとともに、2001年4月と2002年10月の2回にわたる当初の規制緩和に含まれていなかった商品種目を含めるためにこの改革の範囲を拡大することを金融庁に要望する。最終的には、金融機関はすべての商品種目を制限なしに販売することを認められるべきである。EBCは、独立保険代理店（とりわけ元損保販売研修生）に対する現行の取扱い保険会社からの圧力が依然、新しい生命保険会社が独立保険代理店を通じて販売網を構築することを妨げていることに注目している。EBCはまた、企業代理店の販売できる商品を制限しているいわゆる構成員契約規制を撤廃し、代理店自体（または系列会社）に保険契約を販売する企業代理店に手数料を支払うことを生保会社に認めるよう求める年来の要望を引き続き訴える。損保会社は同様の状況において正規の手数料の最高50%を支払うことを認められており、同じことが生保会社にも認められるべきである。

契約者保護基金

保険会社が財務的義務を果たせなくなった場合に消費者を保護するための契約者保護基金が日本で設置された。現行の事前資金拠出制度は、生保・損保双方のセクターの保険会社にとって大きな財務的負担となっている。原則的にEBCは、事業を手堅く運営してきた保険会社が別の保険会社の破綻の代償を支払うことを義務付けられるべきではないと感じている。EBCは、現行契約者保護基金制度の約束された見直しに直ちに着手するよう日本政府に要望する。EBCは、特定の商品種目の経済学と契約者にとっての潜在的リスクを考慮に入れた計算方法を用いる事後資金拠出制度の導入を希望する。この制度によって契約者が保護される会社だけが拠出を義務付けられるべきである。とはいえEBCは、より慎重なマクロ・レベル監視を推進することが消費者保護を確保する最善の方法であることを引き続き強調する。

日本の保険セクターにおける公平な土俵の創出

EBCは、生保市場に公平な土俵を生み出すために、郵便局の簡易生命保険事業と共済団体の共済事業に、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、契約者保護基金拠出要件を適用すべきであると考えている。簡保と共済は民間保険と同じサービスを提供するのであるから、すべてに同一の法律・規制要件を適用すべきである。EBCは、簡保の最終的な民営化を支持する。新設された郵政公社が、日本政府から受け続けている優遇措置を濫用して自社事業を不正に拡大しないことが肝要である。

届出義務

保険業法のもとでの保険会社株主の届出義務に関する5日の期限は外国人株主にとって短すぎる。妥当な長さに延長すべきである。

運輸・通信

航空会社
海運
電気通信サービス
電気通信機器

航空会社

提言の要旨：

■ 料金設定と販売

提案 航空会社がインターネット販売を含め消費者に直接、透明性あるやり方で市場競争力のある正味運賃を提供できるよう、日本における航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済を規制緩和すべきである。料金設定認可に簡単な届出後使用制を導入すべきであり、IATA旅行代理店を通じて販売される市価運賃についての正味送金額の直接振替に対する制限を撤廃すべきである。

現在の状況 進展なし。日本における航空旅行の料金設定・販売メカニズムは相変わらずきわめて非効率的である。多数の制限が依然として、消費者への直接販売の発展を妨げている。これは世界のほぼすべての国々における慣行に反し、消費者に不利となるものである。

■ 高コスト構造

提案 日本政府は、日本における航空輸送にからむコストを50%削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。空港施設運用面の競争が促進されるべきである。

現在の状況 状況はむしろ悪化。日本における施設・設備使用料に関連した絶対コストは、平均収益が低下しているにもかかわらず、依然世界最高のままである。他の地域の国際空港がSARS禍とイラク戦争に伴う市況の低迷を反映するよう着陸料を調整してきたのに対し、日本では何の手も打たれていない。EBCは、成田空港を民営化するという先頃の決定を歓迎するが、これが航空会社経営コストの減少につながるかどうかはまだ定かではない。

■ 空港インフラ

提案 関東地方における需要を満たすために、国際便の総キャパシティをさらに拡大すべきである。成田空港の第2滑走路はできるだけ早急に2500 mに延長すべきである。その一方、既存施設をより効率的に使用すべきである。成田での1時間当たりの発着便数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールし、羽田を定期国際便に開放すべきである。

現在の状況 若干の進展。2002年の成田第2滑走路オープンは、マーケット・アクセスに好影響を及ぼしてきた。ただしEBCは、滑走路が大型航空機を受け入れるに十分な長さがないことに失望している。市況の低迷は関東地方の空港にかかる即時的圧力をいくぶん緩和しているとはいえ、需要の増大や、新世代の大型航空機の出現に伴って、関東地方の空港インフラの適切性は依然、中長期的に重要な問題であり続けるだろう。

経営環境：概観

国際航空輸送は日本経済においてきわめて重要な役割を果たしている。残念ながら、制限的な料金設定および販売メカニズム、高い経営コスト、低開発のインフラが、日本市場で効率的に活動する航空各社の能力を不必要に妨げている。旅客数が前年比40%減となっており、航空各社は経営効率の改善に鋭意取り組んでいる。こうした状況を考慮して、EBCは日本政府に対し、日本における航空輸送サービスのユーザーとサプライヤー双方の利益のために現下の景気低迷の打破を支援すべく、航空輸送施設および規制インフラの近代化のためにしるべきあらゆることを行うよう要望する。そうしてこそ、国際航空会社は、今後5年間で日本を訪れる旅行者数を倍増させるという日本政府が表明した目標に貢献することができるであろう。

料金設定・販売メカニズムの規制緩和

日本では航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済が依然厳しく規制されている。航空会社は、他の先進工業国では当たり前となっているような、消費者に航空券やその他の航空関連商品を透明性のあるやり方で（インターネット販売を含め）直接販売するための手段が限られている。日本では航空会社は、日本行きまたは日本発の国際旅行の運賃をIATAが公式に認可した価格で、または団体旅行の場合は国土交通省が定めた、より低い価格で、広告・販売することしか認められていない。IATAが定めた価格は現在の市況を正確には反映していないため、日本で販売されるほとんどの個別航空券運賃は、公認旅行代理店を通して販売される再パッケージされた団体割引運賃となっている。専属代理店や提携旅行会社を通して事実上独自の直接販売チャネルを設ける規模の経済を有しておらず、したがって最終的な消費者価格に対して限られた統制力しかもたない欧州の航空会社にとって、こうした状況は明らかに不利である。日本政府は先頃、国際旅行の事前購入運賃の直接販売を規制緩和する控えめな措置をとったとはいえ、依然多数の制限が消費者への直接販売の発展を妨げている。消費者は、正規の手数料（ほとんどの市場では7%）の代わりに、複雑な小売システムによって生み出される値ざやを支払うことになるため、これは最終的に消費者に不利に働く。

事業運営コストの削減

日本の主要国際空港で事業を行う航空会社は、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払わなければならない。これは日本における航空輸送コストを世界一高いものにしている。これは最終的に、日本経済に悪影響を及ぼす。料金の上昇とサービスの低下を通して、最終的にそのツケが消費者に回されるからである。EBCは日本政府に対し、空港当局と協力して、航空会社に請求される料金を引き続き引き下げるよう要望する。EBCは、成田空港を民営化するという先頃の決定を歓迎するとともに、これが経営効率の向上につながることを期待する。

空港インフラ、発着枠不足、スロット配分

EBCは依然、旅客量の多い関東地方の航空輸送セクターを支えるインフラの全体的質を懸念している。第2滑走路がオープンしたとはいえ、成田の施設は、日本の主要玄関口として成田が本来果たすべき役割とは釣り合っていない。羽田は依然、定期国際便には利用できず、成田は既存施設を非効率的に使用し続けている——たとえば、1時間当たりの発着便数を制限することや、2つの滑走路に別々に発着枠を配分することによってである。EBCは、関西地方におけるインフラを拡充するために目下使用されている資源を、それが最も必要とされる関東地方に再配分すべきであると感じている。EBCはさらに、効率改善を目標として成田で採用されているスロット配分方法を見直す一方、日欧間の経済交流拡大を尊重し、米国と欧州の航空会社間でのスロット配分に関し、より平等な処遇を達成するよう提言する。

海運

提言の要旨：

■ スーパー中樞港湾構想

提案 日本政府は、スーパー中樞港湾構想に関する話し合いに欧州その他の外国船会社を参加させるべきである。

現在の状況 新たな問題点。 欧州の船会社も加盟している外国船舶協会は、スーパー中樞港湾選定委員会への参加を要請してきたが、これは国土交通省港湾局から拒否された。外国船会社は日本に出入りするコンテナ輸送全体の約60～65%を担っており、大貨物量をどこで積み替えるか（たとえば日本か、あるいはますます増える傾向にある韓国や中国か）についての決定を行う。したがって外国船会社は、その専門知識による後援を歓迎されなかったことを意外におもっている。外国の専門知識を活用することは国土交通省にとって有益だろう。

■ ターミナル事業

提案 日本政府は、新しい競争的なターミナル事業の設立（船会社自身によって所有されるものを含む）を支援すべきである。新規港湾荷役会社に既存港湾荷役会社の1.5倍の労働者保有基準を義務付ける要件は廃止されるべきである。

現在の状況 限られた進展。 免許制は「許可制」に代わり、国土交通省も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を阻害し続ける。これまでのところ、日本で自前のターミナルを運営している外国企業はない。

■ 港湾荷役サービスの競争入札

提案 公開入札による競争入札が支持されるべきである。

現在の状況 進展なし。 2000年11月に実施された港湾運送事業法の新改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念は日本ではあり得ない。

■ 港湾事業監督面の透明性

提案 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきである。

現在の状況 進展なし。 日本港運協会（JHTA）は依然、日本の港湾運送事業運営方法の決定面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が港湾サービスの競争入札を追求する機会を事実上奪っている。

概観

国際海運セクターは、日本のビジネス・インフラの必要不可欠な要素である。国際海上貨物輸送にからむコストは、日本経済の他の重要な要素の競争力に直接的影響を及ぼす。

EBCは、日本のビジネス・インフラの改善を目指した改革が、港湾労働慣行の自由化、港湾関係業種・団体間の競争強化、事業運営面のフレキシビリティの促進にあまりつながっていないことに失望している。日本における海運サービスの提供にからむコストは、世界最高レベルであることが広く認められている。

こうしたコストのツケは、最終的に日本のエンドユーザーに回される。高コストは、たとえば積み替えサービス提供面で、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。薄利はやがて、運送能力の海外流出につながるおそれがある。

こうした状況は、生産を海外へ移す日本の産業界の傾向によっていっそう悪化している。一部の貿易航路では、日本から海上輸送される貨物量がここ2、3年間減少している。日本の競争力を回復するためには、日本政府は、港湾運送事業の競争強化の促進により海運サービス提供にからむコストを削減することを目指した措置を実施することが肝要である。

日本の港湾運送事業の競争促進

かねてから憂慮されていながら、2000年の港湾運送事業法改正でも扱われなかった事柄の1つは、日本港運協会（JHTA）の強大な影響力にまつわるものである。JHTAは船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねないすべての変更は、JHTAからの承認を必要とする。

「事前協議」と呼ばれるプロセスを通して、JHTAは船会社事業の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。この制度を通して同協会の承認が必要とされる案件の範囲は、本船の代替などきわめて軽微な内容のものから、船会社グループの新設に由来するターミナル等の事業運営面の変更など重要なものまで、多岐にわたっている。

大小の問題を多数抱えた事前協議制にからむ大きなトラブルを船会社がこのところ報告していないのは喜ばしいこととはいえ、1997年に設けられたいわゆる「三者協定」に基づいて船会社がJHTAの裁定への異議を国土交通省に申し立てるときこそ、真価が問われることになるだろう。

主な不安材料は、事前協議制全体が透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えているという点である。

その結果、日本の港湾運送料金は依然世界で最も高いレベルにある。日本政府はこの問題を十分に認識しており、スーパー中核港湾構想に着手している。とはいえ、事業コストが下がるためには、日本の港湾運送業界における有意義な競争を促進することに日本政府が本腰を入れるべきである。より高いコストのツケは最終的に日本行きおよび日本発の相対的に高い運送料金の形でエンドユーザーに回され、日本経済全体に悪影響を及ぼす。最終的に船会社は、JHTA等の団体からの不当な影響力から解放されて、競争原理に基づいて港湾サービスを獲得できるようになるべきである。

45フィート・コンテナ

EBCは、日本における指定ルートでの45フィート・コンテナの内陸輸送を認めるよう求める年来的要望をここでも繰り返す。アジアやほとんどの世界海運市場ではそうしたコンテナの使用が広く行われているにもかかわらず、日本では依然禁じられている。45フィート・コンテナを認めることは、輸送コスト、交通問題、汚染問題に好影響をもたらすだろう。

電気通信サービス

提言の要旨：

■ 規制面の独立

提案 ひとつの省の内部に産業開発機能と競争促進目標が並存していることに内在する利害の対立を解消するための手段として、総務省から独立した規制機関が設置されるべきである。これはすべて主要国にあって標準的であり、日本は稀な例外である。

現在の状況 進展なし。総務省内の現行の電気通信事業紛争処理委員会（DRC）は、規制分離ではなく、電気通信事業者間の紛争向けのものである。5つの電気通信事業者が総務省に対する訴訟の提起を決心したという事実は、DRC体制の有効性に対して不足感を抱いていることの表れである。

■ 独占的事業者の規制

提案 EBCは日本政府に対し、NTTグループ企業がそれぞれの市場セグメントで大きな市場支配力を有している分野を特定するために、NTTグループ企業によって提供される全サービスについて競争力の再検討を行うこと、ならびにNTTのすべての指定サービスに関する料金表の届出および規制会計の維持を定める規定を改正電気通信事業法に盛り込むことを要望する。

現在の状況 潜在的に状況悪化。EBCは、電気通信事業法の先の改正によって、NTTグループ企業がその市場支配力を濫用して効果的な競争の発展を妨げる場合に対処するために必要とされる規制が取り除かれる結果になるならば、現状をさらに悪化させかねない懸念している。

■ 相互接続

提案 日本は、固定回線の国際電話料金を計算するために目下使用されている長期増分費用（LRIC）モデルの適用方法について、引下げの義務付けを通じて国際的水準に到達することに目標に据えて、これを改定すべきである。

現在の状況 状況悪化。2002年の情報通信審議会答申に反し、2003年1月に相互接続料金の値上げが定められた。この改定により、市内交換局接続（GC接続）は3%の値下げとなるが、交換局接続（ZC接続）では12%の値上げとなり、全体として、ほとんどの事業者にとっては相互接続コストの増大となる。

■ 非独占的事業者の過剰規制

提案 非独占的事業者に対する過剰規制をさらに緩和すべきである。料金表の届出と料金表に基づく料金設定を非独占的事業者に強制すべきではなく、また、第一種／第二種区分体制のもとでの許認可要件を大幅に簡素化すべきである。

現在の状況 大幅な進展。電気通信事業法の先の改正は、許認可要件を大幅に簡素化することになる。しかしながらEBCとしては、一部のサービス分野において非独占的事業者に対する規定料金表届出および規制会計に関する義務が維持されることに対し失望している。

過去12ヶ月

2001 / 2002年には日本でブロードバンド・サービスの爆発的拡大が見られ、また2002 / 2003年にはブロードバンドIP電話が音声通信市場に参入した。2年足らずで日本はブロードバンドとインターネットの普及面で目覚ましい追い上げを達成し、世界の中における先駆的な国々のひとつとなった。しかしながら、IP電話の未曾有の成功の一方で、伝統的な音声サービスを提供する事業者における交換機を介したトラフィックが徐々に侵食される結果となり、2001年から2002年までに月間トラフィック分数は15%以上減少した。

第一種・第二種事業者の区分、参入・退出の許可制度、非独占的事業者に対する料金規制、および相互接続に関する事前規制を廃止する規定が盛り込まれた電気通信事業法を改正する法律が先頃国会で可決成立した。この電気通信事業法の改正により、多くの電気通信事業者にとって、規制要件の大幅な緩和がもたらされることとなろう。

最後に特筆すべきは、相互接続料引上げの決定を受けて、日本および外国事業者からなるグループが、それら自身の規制当局である総務省に対して史上はじめて訴訟を提起したことである。この訴訟は、現行モデルが非効果的と感じられている分野における紛争について、新しい解決の型となるであろう。

新しい電気通信事業法：1歩前進——2歩後退？

代替的事業者は、日本市場でのビジネスに対し課せられる制度上の負荷が軽減されることにつき、これを歓迎する。しかしながらEBCは、新法および後続の省令が、NTTグループ企業がほとんどの市場セグメントにおいて享受している市場支配力に対して規制的な働きを十分にせず、結果的に競争状態の低下につながるものではないよう非常に強い関心を抱いている。

EBCは日本政府に対し、競争に軸足を置いた管理を強化する措置を導入し、かかる懸念に速やかに対処するよう提言する。残されている主要な問題は次のとおり：

- 1) 独占の定義 – 独占的事業者を特定するために商品 / サービス市場を定義することは、競争政策における一般的慣行である。新しい電気通信事業法が特定の市場セグメントにおける“独占”をどう定義するかや、“市場支配力”——すなわち競争的要因による制約を受けずに、影響力を行使して市場を操作する事業者の能力——の概念が考慮されるかどうかはまだ定かでない。日本は、実質的市場支配力と妥当な是正策を判定する方法論を電気通信事業法に盛り込む必要がある。
- 2) NTTグループのファイアウォール、会計分離、料金規制 – 日本政府が通信事業者に対する制限を解除するにつれて、独占的事業者が独占サービスによる支配力を利用して不正な条件で競争的サービスに参入することのないよう、あらゆる努力が払われねばならない。標準的な防止対策としては、所有・経営・会計が別々の、別個の事業種目子会社設立の義務付け、非系列会社へのサービス提供に関する無差別規定、内部相互補助の禁止、事業者が独占的であると認識されているすべての市場セグメントでの料金の届出の継続などがある。
- 3) 相互接続料 – 日本における現行の相互接続料は、建設コストが比較的高いといった日本の特殊要因を考慮しても、他のOECD諸国のそれを50%も上回っている。高い相互接続料が是正されない限り、競争は抑圧され続けるだろう。
- 4) 規制面の独立 – 規制プロセスにおいて透明性と独立性が不足していると認識されてきたため、事業者は（制度上のものよりむしろ）司法による解決に頼りがちな面があった。

電気通信機器

提言の要旨：

■ 相互承認協定

提案 EBCは日本政府に対し、EUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）のあらゆるパートをEU当局と協力して遅滞なく実施するよう要望する。

現在の状況 限られた進展。 EBCは、2001年にEUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）の——とりわけ同協定で規定された認定試験事業者の指定面での——遅々とした実施ペースに失望している。目下のところ、1つの認定試験事業者しか認定されていない。（オランダのTELEFICATION B.V.は2003年2月14日にEU初の認定試験事業者として日本政府に登録された）

■ 供給者適合宣言（SDoC）

提案 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

現在の状況 若干の進展。 EBCは、2003年末に供給者適合宣言に基づく制度を欧州同様に導入する日本政府の意向を歓迎する。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されることに失望している。

■ 無線周波数割当

提案 EBCは日本政府に対し、現行のIMT-2000バンド（1920 - 1980 MHzおよび2110 - 2170 MHz）以降の、とりわけIMT-2000向けにすでに特定されている2.5 GHzバンド、ならびにIMT-2000の後継システム用の将来の割当に関して、無線周波数割当を欧州の規格と整合をとるよう要望する。

現在の状況 進展なし。 移動体および固定通信サービスに関する現行の無線周波数割当は、日本と諸外国とでは大きく異なっている。この問題に対処する措置がとられなければ、これは他の国や地域との相互運用性にとって大きな障壁となり続けるおそれがある。

日本のIT政策

日本政府は、2005年までに日本をIT分野のリーダーにすることを目標に、日本における情報技術インフラを改善することを目指した国家的「IT戦略」に着手している。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。その一方、日本のサービス・プロバイダは、第3世代（3G）携帯電話等の分野の新しい情報通信技術を、世界の他のどこよりも急速に商業用途に導入しつつある。これは際立った国家的偉業であり、おおかた停滞気味の世界全体の情報通信技術市場環境における数少ない明るい話題の1つである。

ハーモナイゼーション

日本政府がIT政策を実施する際には、グローバル化セッションへと向かう目下のトレンドを尊重することがきわめて重要である。EBCは、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。EBCは、正式参加者として総務省情報通信委員会に貢献する機会を与えられていることに感謝する。

情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）は日本における第三者指定試験事業者の利用を補足するために供給者適合宣言（SDoC）の導入の検討に着手しており、EBCは、日本政府がそうした制度を2003年末に導入する予定であることを喜ばしく思う。欧州ではこうした制度が導入済みで、急速に発展する電気通信市場においてメーカーが新製品を迅速に導入しやすくなっている。EBCでは、日本のSDoC制度は、すべての有線端末機器および特定無線設備をカバーする、できるだけ広範な基盤をもつべきであり、総務省が目下準備しているような、有線製品への限定はすべきではないとみている。

EBCは、とりわけ3G無線技術および後継システムについての、移動体通信規格のハーモナイゼーションに関してさらに協力するよう、EUと日本に要望する。より大きな注目に値する分野の1つは、とりわけ日本におけるIMT-2000向けにすでに指定されている2.5 GHzに関する、無線周波数割当のさらなるハーモナイゼーションである。無線周波数割当の相違が続けば、機器の相互運用性に悪影響を及ぼして、全世界の消費者と生産者に不利に働く。

IMT-2000携帯電話のグローバルサーキュレーションに関する問題も慎重に検討する必要がある。全世界での3G無線サービスの拡大は、IMT-2000規格に準拠した端末の世界需要増大につながる公算が大きい。EBCは、端末相互運用性と不要輻射に関する技術要件のハーモナイゼーションを支持するが、端末のサーキュレーションが、国際電気通信連合（ITU）の関与を最小限に抑えた、GSMモデルの過去の成功に基づく業界主導のものであるべき点を強調する。EBCは、携帯電話利用者が追加の承認手続をとる必要なしに自分のIMT-2000 WCDMA携帯電話を欧州から日本に持ち込むことを可能にする先頃の日本の規制変更を支持する。

調達

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準／性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

医療・衛生

動物用医薬品
臨床検査機器・試薬（体外診断）
医療機器
医薬品

動物用医薬品

提言の要旨：

■ 製品の承認手続の迅速化

提案 EBCは、新しい動物用医薬品の承認手続をより効率化しよう求めている。すべての申請を迅速に処理することができるよう、食品安全委員会の役割を今すぐ明確にすべきである。

現在の状況 状況はむしろ悪化。2003年7月に食品安全委員会が創設されて以来、新動物用医薬品申請の承認手続は混乱を来している。関連する手続が未だ定まっていないことから、現在20件を超える申請が滞っている。

■ ワクチンの国家検定

提案 ワクチンの強制的な国家検定を、欧州の一般的慣行と同様に、社内の品質管理試験に基づき製造業者が提出する簡単な通知書を添えた迅速なバッチ リリースを認める制度に代えるべきである。

現在の状況 進展なし。日本では依然として全製造バッチを動物医薬品検査所に提出して検定を受けることになっているが、これは、ワクチンの種類によっては最高100日間も要することがある。大半の欧州諸国は、製造業者の品質管理試験施設を認可試験施設と見なすことによって、ワクチンのほとんどについて品質試験成績書と検査用サンプルの提出を要求していない。

■ 体外診断薬の国家検定

提案 動物用体外診断薬に対して義務づけられている国家検定は、即刻すべて廃止すべきである。

現在の状況 進展なし。日本では、人体用体外診断薬では、肝炎やAIDSなどの重大な感染症の診断に用いられる診断薬にさえこのような要求条件は存在していない。

■ ブランド別リスト

提案 抗生物質とその他の飼料添加物のブランド別リストを（成分別リストに代わるものとして）、欧州と同様に、日本でも導入すべきである。

現在の状況 進展なし。現在の制度は、製品の開発に要した多大な費用と時間、高度の知的財産性を十分に認識していない。ブランド別リストは、新薬のみならず、既存の薬品の再評価および人体における薬剤耐性についての日本政府による継続的な調査等のその他の研究の再評価にあたり、安全性データの提出要請に対する生産者の責任を明確にするのに役立つはずである。

■ 新動物用医薬品申請の書類手続

提案 農林水産省（MAFF）は、現在、日本で人体用医薬品で可能であるように、日本語の要約添付を条件に、新規の動物用医薬品の申請および動物用医薬品の輸入申請で、英語による報告書の提出を認めるべきである。

現在の状況 進展なし。MAFF は、なおもすべての報告書を日本語で書くよう義務づけている。

動物用医薬品業界

動物用医薬品は、ペットの健康維持や、畜産動物の効率的生産の促進、最大限の食品安全性の確保という形で、我々の生活向上に重要な貢献をしている。動物用医薬品は、徹底した研究と、安全性、品質および有効性を特に重視した技術革新の所産である。新製品の開発には莫大な時間と労力と資金が投入されている。このような状況にあっては、新製品承認を取り巻く規制環境により、そうした革新的製品の市場参入を無用に遅らせたり、余計な費用を生み出したりしないようにすることが肝要である。

規制改革：穏やかな進展...

EBCは、菌体（飼料級）製品の急性毒性動物試験を撤廃し、国家の試験機関で検定すべき菌体含有飼料添加物に関する要求事項を緩和し、最大残留基準値（MRL）に基づく残留管理制度を向こう3年にわたり導入すると日本政府の最近の決定を歓迎する。6月以降、日本政府が認定した生産施設で生産された抗生物質飼料添加物を利用できるようになった。つまり、認定生産施設で生産された抗生物質飼料添加物に関しては動物用医薬品研究所で検定を受ける必要がなくなった。新しい残留物管理システムの導入の一環として、日本政府は、製品承認とMRLの双方についての審査過程を同時に行うことを決定したと報告している。そうすれば、日本は国際的なベスト・プラクティスにさらに一步近づき、現在VICH（動物用医薬品の申請に必要な試験の実施方法に関するガイドライン・基準の調和を図るための国際的協力）の主導下で推し進められている動物用医薬品検査のハーモナイゼーションを実現しやすくなるであろう。

...なおもさらなる改革の必要性を強く求める

これらの改善がみられるものの、日本における動物用医薬品の承認手続に関連する承認の遅れと高額な費用が日本市場に新製品を出すことを阻み続けている。最近世界各国で承認手続の合理化への流れが見られるのに反して、日本では、新製品申請のための書類に、日本だけが要求しているデータを追加して手を加えなければならない状況が続いている。EUや米国をはじめとする他の国々で既に承認されている製品については、追加試験を最低限に減らして、重複を避けるべきである。また獣医師が既に広く使用しており、獣医学の文献でもその有効性が十分に実証されている人体用医薬品については、最小限の国内臨床試験のみで申請できるようにすべきである。

残念なことに、食品安全委員会の最近の設立によって、状況はよくなるどころか悪化したようにみえる。この新しい団体の設立により、既に複雑だった手続にさらに規制が加えられ、新製品の承認に、今よりもっと長い時間がかかり費用が高くなるだろう。現在のところすべての申請が保留されており、承認手続の最終段階に近かった製品の承認すら止まっている。1995年に日本政府は当初の申請から12ヶ月以内に新製品を承認することを約束し、またこの目標を、製造指針を発行することで、毎年再確認してきた。EBCとしては、日本政府にこの約束を守ることを要請する。

ワクチンおよび体外診断薬の国家検定

EBCは、また、医薬品の製造管理および品質管理に関する基準（Good Manufacturing Practice (GMP)）を導入し、製品の品質保証に自己責任のメカニズムを働かせるという世界的な傾向が増えるものとして、日本政府に、動物用医薬品の生産品質を試験する国家検定を引き続き減らすよう奨励する。国家検定制度は、製品を日本市場に出すのに要するコストと時間を増大させており、そのコストは、最終的には消費者に対して高価格と選択肢の限定という形で跳ね返っている。EBCは、抗生物質飼料添加物の国家検定の義務を廃止する旨の日本政府の決定を歓迎し、同様なシステムを、ワクチンおよび体外診断薬にも導入することを望む。EBCは、日本では人に使用する体外診断薬には国家検定の義務がないことに注目している。

臨床検査機器・試薬（体外診断）

提言の要旨：

■ 保険点数の改定

提案 情報公開に基づく討議を含む、より合理的で透明性ある臨床検査の保険点数（検体検査実施料）の改定プロセスを確立し、かつ検査の品質（精度、正確性、臨床検査体制の認証）、スピード（緊急対応、ポイント・オブ・ケア、診察前検査）、チーム医療への貢献（患者情報に基づいた数値以外の情報、リスクマネジメント）、利用される疾病等の切り口により、各々の臨床価値に応じた保険点数を設定するべきである。更に臨床検査の医療における特殊な役割、他の診療報酬と比べて非常に大きな削減対象となってきた経緯等を考慮した今後の改定を望む。

現在の状況 状況はむしろ悪化。2年ごとに行われる臨床検査の保険点数削減の検討プロセス、決定方法、その合理的な根拠等の情報は一切公開されていない。同じ検査項目でも検査体制、測定方法、利用状況等によって臨床上の価値は異なるにも関わらず、現制度では同じ検査項目は全て同じ保険点数である。また臨床、経済性、技術面において旧来製品とは異なる利点を有する新製品でも同じ検査項目ならば旧来製品と同じ保険点数である。尚、日本の臨床検査の実勢価格は海外と比較して同等以下のレベルにある。

■ 製品承認制度

提案 日本だけで要求される製品申請のための特殊なデータ要件の排除、革新的製品を優先審査するファースト・トラック・レビューの導入、新しい診療報酬分類（D1/D2）の要件の明確化、グローバルスタンダードに基づく製品のリスク分類化を進めるべきである。

現在の状況 製品承認のスピードにおける状況は改善した。但し、依然として日本特有の臨床検査製品承認のデータ要件、新規保険点数の収載プロセス等々における改善は見られない。

■ DPC（診断群別包括支払い制度）

提案 国民の健康及び安全の確保について最終責任を負う政府当局が指導的な役割を担い、専門医らのコンセンサスに基づいた臨床検査に関する疾病治療ガイドラインを策定、実施して、ケアの効率、標準化、正確性を向上するとともに、誤診事故、治療・診断ミス等のリスクを低減するべきである。

現在の状況 新たな問題点。2003年から特定機能病院において導入されたDPCのような包括支払い制度のもとでは、必要以上に臨床検査数を抑えて短期的なコスト削減を志向するリスクがあり、また、新しい技術の導入を送らせることが海外では報告されている。

医療における臨床検査（体外診断機器・試薬）の役割

臨床検査（検体検査）は病院、検査センター、血液センター等にて実施されており、疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握に欠くことのできない医療の基盤となっている。今後とも院内感染の防止、入院日数の低減、医薬品利用の適正化、リスクマネジメントの推進等を通じて、医療の質と患者さんQOLの向上、総医療費の適正化を促進するために、臨床検査が果たすべき役割は大きい。

臨床検査を取り巻く環境

2002年4月の保険点数改定において臨床検査（検体検査実施料）は13%削減された（過去最大、前回削減の約2倍）。一方、医療用医薬品及び特定保険医療材料の平均削減率はそれぞれ - 1.3%、- 0.1%に過ぎなかった。これまで再三にわたり臨床検査の保険点数が一律に削減された結果（1998年と比べて約34%の削減）、いわゆる「検査漬け」と言われた過去の状況は大きく変わり、今や臨床価値の高い検査までも抑制される傾向が散見される。日本における臨床検査の実勢価格の多くが、既に海外と比べて同等以下となっており、臨床検査メーカーの利益も大きく落ち込み、最新の技術の開発及び日本市場への導入も非常に厳しく、このままでは優れた臨床検査の安定供給にも陰を落としかねない。

2003年4月に導入された特定機能病院における入院医療の包括評価（DPC）制度では、臨床検査が包括支払いに含められ、最新の臨床検査の適切な実施が妨げられるリスクが発生している。短期的に医療コストを削減するために臨床検査の実施を抑制し、患者さんのQOLが低下したり、反って総医療費が高くなってしまいう結果も招きかねない。

病院の臨床検査技師が医師及び他のコ・メディカル（看護師、薬剤師、栄養士）と適切な情報交換を行なって院内検査室ならではの情報を加味した臨床価値の高い検査、緊急治療における迅速で正確な診断情報となる院内緊急検査やポイント・オブ・ケア検査、効率性を求めた外部の検査センターへの外注検査等、臨床検査にはさまざまな形態があり、同じ検査項目でも臨床及び患者さんのQOLの観点からもその臨床価値は異なる。しかし現在の制度のもとでは、同じ検査項目の保険点数は全く同一である。

以上のような政策及び制度の結果、現在、臨床検査の特殊な役割や臨床価値について適切な理解がされているとは言えず、臨床検査はその重要な役割を十分に果たすことができない環境に追い込まれている。総医療費に占める割合が微小に過ぎない臨床検査を医療費削減の対象とするのではなく、医療の質を改善し、医療システム全体の効率を向上する医療改革を推進するためには、むしろ臨床検査を積極的に活用すべきである。

製品承認審査方式

EBCは長年にわたり、低リスク製品に対する簡略な届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入を提言し続けてきた。この結果、1995年および2001年には市場開放問題に関する苦情処理推進本部(OTO)が「承認を必要としない診断薬のタイプを検討しかかる製品を対象とした届出制を可及的迅速に制定する」ことを厚生労働省に求める裁定を下した。昨年、厚生労働省は薬事法改正を決断し、その中で診断薬に関しリスク分類による承認制度の導入が発案されたことは大いに歓迎する。しかし、このリスク分類の方法をはじめ、日本特有の要件がまだまだ残されており、今後の省令、政令の中で、OTO裁定の趣旨に則った国際整合のある規制緩和に向けた制度構築を期待する。

医療機器

提言の要旨：

■ 償還価格

提案 日本政府が設定する医療機器の償還価格に、個々の医療措置による経済的/臨床上の便益を十分に反映させるべきである。いったん医療機器を購入した場合には、医療機器の保守および使用に要する管理費用も考慮すべきである。

現在の状況 進展なし。日本の国民総医療費中に医療機器の費用が占める割合はごく僅かであるにもかかわらず、高額な最新の医療機器が、日本における医療費高騰の主犯としてしばしば名指しされている。償還費用を決めるにあたっては、実際の機器の保守および品質保証を重視しつつ、医療装置の継続的な使用コストも考慮すべきである。

■ 製品承認手続

提案 日本市場に新製品を導入するにあたってかかる時間とコストを削減するためにさらに改革が必要である。日本政府は、体外診断薬等の他の製品の場合に行ったように、一定の時間内に医療機器を承認する目標を設定しこれを尊重すべきである。

現在の状況 限られた進展。日本市場に新製品を導入するにあたっての時間とコストがかかることによって、日本における患者が利用できる治療の種類と品質に深刻な悪影響が出ている。EBCは、2002年7月の薬事法の改定の結果、申請者の負担が増えることになるのではないかと懸念している。

■ 相互承認

提案 EBCは日本の関係官庁に対し、製品承認審査の無用な重複を避けるべく、医療機器規格を欧州のそれと整合させることを強く求めるものである。EUと日本の間の医療機器に関する相互承認協定も、可及的速やかに協議されることが望ましい。

現在の状況 進展なし。先頃EUと日本の間で締結された相互承認協定に医療機器が含まれていないことに、EBCは落胆している。

■ 医療部門の構造改革

提案 ヨーロッパの多くの国々で認められているように、日本でも私企業に病院を所有・運営することを認めるべきである。

現状 若干の進展。今年度初旬に発表された規制緩和の一環として「特別規制緩和特区」で株式会社が医療施設を所有・運営することができるようになった。しかし、これらの施設は、制限された範囲の措置で医療サービスを提供することしか許されていない。

医療制度改革

日本の医療制度改革の勢いは依然衰えていない。残念ながら、医療費高騰と急速に進む社会の高齢化に対応しようとする政策は、明確な長期医療目標よりも、なりふり構わぬ短期的なコスト削減対策に焦点を合わせているように思われる。様々なタイプの患者治療に対する保険適用が低減されていることが、21世紀の医療需要に足並みを揃えるべく革新的な新しい医療機器を開発しようとするメーカーの意欲に水を差している。また、高額な最新医療機器は、日本における医療費高騰の主犯としてしばしば名指しされている。しかし、EBCとしては、医療機器が日本の国民総医療費に占める割合はごく僅かであることを指摘したい。この僅かな投資コストなど、医療機器が秘めている患者治療の質の向上や入院期間および使用薬剤の低減という大きな可能性を前にしては、霞んでしまうはずである。

保険の適用範囲

日本においては、医療機器メーカーは、医療機器を使用する医療機関が製品原価を回収できるように、医療保険適用申請を行わなければならない。EBCは、日本政府により設定される償還価格が、個々の医療機器がもたらす経済・臨床上の便益を十分に反映していないのではないかと案じている。問題の一因は、保険制度において定められている分類基準にある。このまま機能別区分の数が削減され続けられれば、本当に革新的な技術の便益を認識する有効な償還メカニズムの確立が、一層妨げられることになる。EBCは感じている。しかし、最大の問題は、償還価格の大幅な削減によりコストを引き下げたいという近視眼的な願望にある。外国製品の基準価格設定により特に大打撃を受けるのは、外国製医療機器なのである。EBCは、厚生労働省に対し個々の製品の便益を十分に反映する償還価格設定のためのより明確な区分を確立するよう、提言する。

製品承認を統制する規制環境

EBCは長年にわたり、革新的な新しい医療機器を日本の医療制度に導入する際に要する時間とコストの削減を目指して、日本における医療機器の承認・品質評価プロセスを改革するよう提言してきた。未解決の問題は次のとおりである。

- 保険適用区分（例えば、A1およびA2カテゴリー）の分類基準があいまいである
- 新しい医療機器の販売が認可されるまでに時間がかかる

低リスク製品の第三者認証制度の導入や下請け製造を許すとの約束は、EBCにとって歓迎できることだが、2002年7月の薬事法の改正の結果実施される予定となっているその他の改革により、生産者への法規制上の負担が、EBCが長らく提唱してきた軽減ではなく増大の方向に向かうのではないかとEBCは懸念している。申請料は値上げされる予定であり、生産者は承認手続においてもっと厳しい人員要件が課されるのではないかと気を引き締めている。新たなEMC基準適合規制の導入、なかば強制的なバーコード貼付、そして新製品の承認申請内容の厳格化によってもまた、コストが増える可能性がある。

医療部門の構造改革

EBCは、医療施設の所有に関する規制緩和についての小泉内閣の最近の尽力を支持する。EBCは、株式会社に医療施設の所有を認めることにより、経営効率が上がり、日本政府が医療支出を抑制するのに役立つと思っている。

医薬品

提言の要旨：

■ 薬価算定に関する改革

提案 EFPIA Japan（欧州製薬団体連合会在日執行委員会）は、日本政府に対し、薬価算定の意思決定をさらに透明化するように確保することおよび革新的な新薬の薬価にプレミアムを大幅に加味する方向で検討することを強く求める。

現在の状況 限られた進展。新薬の薬価算定ルールでは、昨年、「革新性」と「有用性」に対する価格プレミアムとプレミアム率の要件が再検討された。他方で、薬価算定組織は、現行の薬価算定ルールに関する問題点を提起し、それら問題は現在中央社会保険医療協議会（中医協）の薬事専門部会で検討されている。協議が継続されているものには、移転価格および外国原産の医薬品の外国参照価格の有効性が含まれている。EFPIA Japanは、研究を主体とする医薬品会社間の競争を促進する観点からこれらの問題について徹底的な検討が行われるものと期待している。イノベーションに対して適切な報酬を与える必要性を再度強調しておきたいし、革新的な新薬に報酬を与える新たな薬価算定システムが設立されるよう求めたい。また、厚生労働省（MHLW）に、薬価算定システムの中長期の政策を策定するよう奨励し、薬価改正がかかる政策に基づき実施されるものと希望している。

■ 医薬品の承認審査

提案 EFPIA Japanは、医薬品機構と医薬品医療機器審査センターが統合され独立行政法人が設置されることにより、審査および承認過程の効率化を図られ、評価の質を向上させると共に、製薬企業が負担する費用に見合ったより良いサービスが提供されるものと期待している。

現在の状況 大幅な進展。厚生労働省は、新薬評価機関の設立改革の最終案をまとめ、2004年度の予算申請を行った。新しい機関は、当局が設定した中期目標に関してそれを履行し達成する責任を負うべきである。EFPIA Japanは、当該機関が、その履行面で透明かつオープンなコミュニケーション政策を導入すること、つまり年次報告書を作成することを奨励する。この新機関が新試薬品承認申請（NDA）および承認事項変更申請（sNDA）の利用者料金および個々の企業の売上に基づく安全性管理業務への拠出金を増額する許可が与えられていることを前提にすると、政府機能と業界サービスを区別するため、この機関には予算源を明らかにすることもまた求められる。

■ 知的財産の保護

提案 EFPIA Japanは、日本政府に対して、ヨーロッパで現在提供されている保護水準と同等の水準の医薬品申請データの保護を提供するよう強く望む。

現在の状況 若干の進展。政府による10年間のデータ保護については、現在、知的財産戦略本部で協議されている。EFPIA Japanはこの動向を支持しており、新薬申請データ保護の必要性を再度強調したい。

背景：

日本の医薬品産業の発展を支援

5月30日、厚生労働省は、医薬品産業の「ビジョン」について昨年提案された具体的施策（アクションプラン）の進捗状況を公表した。EFPIA Japan は、わずか1年の間にいくつかの分野で進歩がみられたことから、厚生労働省に満足している。しかしながら、長期のビジョンについては、なおもあらゆる施策が実施される必要がある。例えば、EFPIA Japan は、研究開発（R&D）へのタックス・インセンティブを含め、臨床試験の支援を高く評価しているが、基礎研究と臨床試験との間に予算配分の不均衡が見られる。EBCとしてはまた、世界規模でハーモニゼーションを促進することが国際競争にとって重要であると考えている。

薬価算定に関する改革

厚生労働省は、2年ごとに薬価を改定している。過度の薬価差（医薬品の価格差）と保険医療全体の支出で医薬品が占める割合が大きいことに懸念がもたれていたが、保険医療改革および薬価改正により実質的な改善がなされ、主な問題は解決された。

しかしながら、来年度の予算編成に際して、予算管理の観点からいかに薬剤費を減らすべしかが繰り返し議論されている。政策なしにかかる薬剤費の削減を行った場合、必ずや日本の医薬品市場は破壊されることとなり、厚生労働省が昨年医薬品産業の国際競争力を強化する目的で策定した医薬品産業の「ビジョン」と明らかに矛盾することになるであろう。

医薬品の承認審査

治験相談および審査手を合理化するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターとが合併し、2004年4月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構が設置され業務を開始する。この機構は、また、市販薬剤の全般的な安全管理の強化を、特に疫学的研究分野での活動を拡充することによって行うことが期待されている。EFPIA Japanは、これにより、平均的な医薬品機構が独立して実施することが困難な包括的研究を、この機関は企画できるものと信じている。

知的財産の保護

医薬品の特許等の知的財産権は保護され、尊重されるべきである。後発品製造業者が特許権の満了前から製造開発を開始することを依然として許されていることに、EFPIA Japanは失望している。薬価算定方式においても、知的財産権と商標名は尊重されてしかるべきである。

知的財産基本法は、日本の産業の国際競争力の強化を図ることを目指すものであり、今年3月に施行された。同法のもとで、アクションプランの策定、実施および調整を行うために知的財産戦略本部が内閣内に設置されたが、アクションプランには、政府によるデータ保護、医療活動の特許権保護、日本の特許法の従業員発明規定の改廃等の医薬品産業に直接的な影響を与えるものも含まれている。

EFPIA Japanは、患者の皆様によりたくさんの医薬品を届けられるよう、医薬品産業界における研究開発（R&D）活動にインセンティブを与えるこれらのプランを支持している。

EFPIA Japan は、これらのプランの中で、日本で10年間のデータ保護期間が設けられたことがきわめて重要であると考えている。革新的な新薬の開発と承認の取得にかかるコストは莫大である。製薬会社が新薬を市場に出すには、平均10年の歳月と数十億円の巨費を投じなければならない。したがって、新薬承認申請のために厚生労働省へ提出するデータは、貴重な知的財産である。知的財産保護の国際的協定であるTRIPs協定（貿易関連知的所有権に関する協定）では、このようなデータの保護を締約国に義務づけている。

ヨーロッパでは、一定の状況のもとでは重要な新たな効能に関してさらにデータ保護期間を延ばすことを含め、EU諸国全域にわたって10年間のデータ保護を行うよう提案されている。

EFPIA Japan Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan
Amersham
AstraZeneca
Aventis Behring Japan
Aventis Pasteur
Aventis Pharma
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Chugai Pharmaceutical
Fournier Japan
Fresenius Medical Care Japan
GALDERMA
GlaxoSmithKline
Guerbet
Janssen Pharmaceutical
Leo Pharmaceutical Products
Lundbeck Japan
Merck
Nihon Schering
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Nippon Organon
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Sanofi-Synthelabo
Schwarz Pharma Japan
Serono Japan
Solvay Seiyaku
UCB Japan

消費財

化粧品
切花
食品
酒類

化粧品

提言の要旨：

■ 医薬部外品の規制改革

提案 EBCは厚生労働省に対し次のことを強く要請する：

1. 許可成分の透明性を高め、成分名リスト、規格、配合量、製品カテゴリーおよび関連の効能表現を公表する。
2. 新有効成分の申請登録に関する規制の緩和、及び新規化粧品成分の使用を許可する。

並びに

3. 化粧品における全成分表示の実施と同様に医薬部外品についても全成分表示を実施する。

現在の状況 進展なし。医薬部外品の現状の制度は、依然として透明性に欠けている。また、医薬部外品の新規有効成分の承認申請も独自の強い規制がかかったままである。さらに、2001年の化粧品の規制緩和後、新規化粧品成分は医薬部外品には使用出来ない制度に変更になり、特に薬用化粧品における使用の拡大を制限していると思われる。

■ 化粧品の規制改革

- 提案**
1. 厚生労働省は欧州委員会（EC）の規制機関および科学諮問委員会（SCCNFP）と連絡をとり、新しいポジティブリストとネガティブリストを調和させる。
 2. 厚生労働省はヨーロッパの関係当局と調整して、ポジティブリストおよび医薬部外品カテゴリーの新成分承認に関し、相互に納得のできる安全基準を設定する。
 3. 製品の革新をサポートするため、新法のもとに認められた製品に対する効能表現の幅をさらに自由化し、現行のヨーロッパ基準に合わせる。
 4. 新法を全ての関係当事者に公平な一貫した形で実施、施行する。特に新法が不法輸入業者に抜け穴を提供するようなことがあってはならない。
 5. リサイクルマークに関しては、ヨーロッパおよびアメリカの関係当局との話し合いの際に、同様の調和がなされるよう経済産業省に要請する。

現在の状況 限られた進展。ポジティブリスト及びネガティブリストの欧州のそれらとの統一化は依然として不十分である。厚生労働当局は欧州の関係当局と、ポジティブリスト及びネガティブリスト収載成分に対する共通の安全性基準を作り、日本と欧州の両リストのさらなる統一を実現してもらいたい。効能効果表現についても画一化の改善を強く希望する。

化粧品の新たな規制環境

欧州の現行規制制度と類似の枠組が2001年4月に導入され、自己責任に基づく成分の使用規制の緩和、ポジティブ及びネガティブリスト制の導入、全成分表示の導入のもと、以前に比較して化粧品の革新的製品開発を鼓舞する方向に進みつつあり、EBCは現行の化粧品制度の導入をある程度高く評価している。しかし、現行制度に関して以下の二点について更なる検討を促したい。

第一は、ポジティブ及びネガティブリストの内容が欧州の其々のリスト内容との統一が不十分である点。このことにより、欧州の化粧品メーカーはその製品を日本で上市する場合に処方変更を強いられる場合が少なくない。特にポジティブリストについて、欧州で汎用されている防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素と、現行の日本のポジティブリスト収載成分とのハーモナイゼーションのため、安全性評価基準の共通化等を図る事が必要である。

第二の点は、化粧品の効能効果表現に関することである。上記の規制緩和により55の効能効果表現にまで拡大された。しかし、これらはかなり一般的な表現に留まっており、製品の差別化が困難な状況が相変わらず続いている。欧州においては、製品の効能効果の表現を十分な効能効果実証データに基づき企業責任のもと行っている。EBCとしては、このような欧州の制度を日本でも導入するのが望ましいと考えている。ついては、現行の55種の効能効果表現の画一化が改善され、使用可能となるよう希望する。加えて、法を遵守しない化粧品輸入販売業者の取締り強化を要望する。

医薬部外品の規制改革の必要性

欧州で化粧品として位置付けられている製品カテゴリーが、日本では、薬用化粧品（美白製品等）をはじめ医薬部外品（制汗剤、育毛剤、脱毛剤、浴用剤、薬用歯磨剤、染毛剤等）として取り扱われ、化粧品をはるかに超える規制が存在している。EBCは医薬部外品制度を否定する立場には立っていない。しかし、現行の医薬部外品制度にかなり改善する点があることを言い続けて来ている。それは、有効成分に関する情報（成分名、規格、配合量、製品カテゴリー等）の公開が不十分で透明性に欠けること、新規有効成分の承認に多大なコストと時間がかかること、新規化粧品成分の医薬部外品への配合に対する制約などである。医薬部外品、特に薬用化粧品の市場普及により消費者へのベネフィットを与える為上記の三つの点を解消するよう当局に要望したい。

改正薬事法の医薬部外品・化粧品への配慮

現在、その施行にむけて検討が進んでいる改正薬事法が、医薬部外品及び化粧品の安全性確保、品質の保証を効率的かつ効果的に推進する新しいシステムとして機能することを、EBCは大いに期待している。一方で、改正薬事法の施行が、医薬部外品（除く新指定医薬部外品）及び化粧品に対して、規制の強化にならぬよう当局の十分な考慮を期待する。

切花

提言の要旨：

■ 植物検疫規制

提案 日本の非検疫動植物リストの枠を広げて、切花に見受けられるすべての無害動植物を含めるべきである。EBCは日本政府に対し、現在出荷停止原因の80-90%を占めている主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全動植物の「許容度ゼロ」の慣行の廃止に向けた手続を加速することを勧告する。

現在の状況 進展なし。各国がGATTの「衛生および植物衛生」の章に定められた条文（あるいは、少なくともその精神）に沿って植物検疫規制の改正を進めている中で、日本だけは依然、足並みを揃えようとしていない。国際交渉は長い年月をいたずらに費やすばかりで、目に見える成果を上げるには至っていない。日本は植物検疫規制を利用して、切花の輸入を制限していると思われる。

■ 薫蒸の費用

提案 薫蒸の費用を削減するため、薫蒸業務の提供業者間の競争を促進することを奨励すべきである。EBCは、成田空港における薫蒸および倉庫業務の提供業者は独占禁止法第3条（不当な取引制限）に違反して、通謀して価格設定を行い、仕事を割り当てていると結論した2001年8月に出された審決に盛り込まれている勧告を全面的に実施するよう、公正取引委員会側が迅速に対処することを強く要請する。

現在の状況 進展なし。当事者のうちの1業者が公正取引委員会の審決に対して異議申し立てを行ったため、現在は行政聴聞の段階で停止状態にある。薫蒸業務の価格は下がっていない。

■ 検査・取扱施設

提案 貯蔵倉庫および発送エリアにはさらなる改善が必要であり、特に最大量の輸入品を取り扱う成田空港には徹底した改善が求められる。EBCがそもそも5年前に要請したとおり、ピークシーズンの検査能力を高め、午前6時から検査を開始できるようにすることが望まれる。

現在の状況 若干の進展。検査能力はこの数年で改善され、休日および時間外について請求される手数料も減額された。この点を考慮しても、改善の余地は今なお大きいこと、即ち日本の大半の国際空港にある施設は、切花やその他の生鮮品を大量に扱うには不十分であることをEBCは特に指摘しておく。

日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大の規模を誇る。年間消費額はおよそ8千億円に上っているが、ここ数年は、この部門での貿易に今なお非関税障壁が立ちはだかっていることもあって、伸び悩みを見せている。EBCは個人消費が伸びつつある切花市場に大いなる可能性を見ているものの、大量消費商品を現在よりも低価格で供給できるようにならない限り、現状からの大きな改善は見られない。日本の生産者は、例えばオランダの場合のように、切花が長年にわたり国の産業の象徴であり続けるほどの規模の経済を達成するには至っていない。一方、欧州の生産者は、低価格で大量輸入の花卉が輸入されるのを阻む数々の貿易障壁のために、この比較優位を生かせずにいる。

主な貿易障壁

制限的な植物検疫規制が、現在までのところ切花貿易にとっての最大の貿易障壁となっている。理屈の上では、「許容度ゼロ」基準はGATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章を根拠として有害と目される動植物に適用すべき建前である。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし、実際のところ、日本政府が有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行っていないため、この改正も、これまでのところ、切花輸入に対して何ら影響を及ぼすに至っていない。例えば、アザミウマ、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる昆虫であるにもかかわらず、新しい非検疫有害動植物のリストに記載されていない。日本政府は非検疫害虫を増やすようにというEUの要請をこれまで拒絶してきた。先頃ようやく、日本政府は、数種の動植物について許容レベルを導入する意向を示し、検査がオランダの出荷前検査施設で現在実施されている。EBCは、許容レベルを可及的速やかに導入するよう要請する。

日本の国際空港のインフラストラクチャーにも、何としても改善が必要である。薫蒸、冷房および倉庫保管の費用は世界でも高額なレベルにあるが、これはひとつには、空港施設業務を提供している企業間に事実上競争が無いことを一因としている。EBCは、成田空港における薫蒸業務の提供業者間の談合疑惑に関する日本の公正取引委員会の調査が、通関手続地における切花輸入業者のコストの削減につながることを期待している。しかし、これまでのところ、その兆しはない。

空港施設業務の費用が法外であることに加えて、施設自体も非常に混雑しており、出荷物を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでにも、また通関貨物の出荷にも、時間がかかりすぎる。これが日本への切花輸入事業に不要なコストを上積みしているのだ。

検査スケジュールの拡充、休日手数料と時間外手数料の削減や植物検疫官の増員により空港での検査手続を改善しようとする最近の試みをEBCは歓迎している。EBCは、日本政府がこの方針を貫いてくれることを切望している。最終的には、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えることを期待している。これは長らく要請してきたことなのだが、未だ、いかなる措置も講じられていない。

その他の問題

日本法のもとでは、最初の入国地点で輸入生鮮品の検査手続を済ませることになっている。植物検疫検査が行われる別の空港へ密閉容器で空輸して、通関手続を済ませることはできる。しかし、密閉容器をトラックで輸送することはできない。これは許可されて然るべきである。

最後に、植物に対する輸入税は3.0%となっているが、これは日本への切花輸入コストをさらにつり上げるものであるため、EBCとしてはこの輸入税を撤廃するよう日本政府に促したい。

食品

提言の要旨：

■ 食品添加物

提案 日本の食品添加物リストを近代化し、FAO/WHO合同食品添加物専門委員会 (JECFA) のような団体が規定した国際的基準と一致させるべきである。第一段階として、現在食品衛生評議会が審査中の46のすべての物質を即刻承認すべきである。同様に、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄といった普通の保存料の使用基準をより簡単でより効率的なものにすべきである。

現在の状況 限られた進展。世界中で広く用いられており、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会をはじめとする食品安全性に取り組む国際機関が安全と認めている多くの物質が日本では使用を認められていない。日本で認められているその他の物質は、広く承認されている国際的慣行とは大幅に異なる利用基準で承認されている。2002年12月19日、厚生労働省 (MHLW) は、「優先的」審査を受けるべき46物質のリストを食品衛生審議会に提出したが、いまだどれも承認されていない。この「優先」リストに含めるようEBCが提案した多くの物質は無視された。

■ 関税

提案 食品の税率、ケーキ類にかけるチョコレートやパンの防腐剤、ケーキミックス、アイシング、グレーズなど、日本の食品生産者が使用する原料の税率を引き下げるべきである。

現在の状況 進展なし。多くの食品軍種の輸入税が、日本の主要な貿易相手国の輸入税よりかなり高く設定されたままである。

■ 有機食品規制

提案 日本での認定を待つ、欧州の有機食品証明・試験機関の申請全てを、可能な限り迅速に処理すべきである。日本で認定された欧州の有機食品証明・試験機関には、自動的に有機畜産物を証明する権限も付与されるべきである。

現在の状況 限られた進展。日本では良質の有機食品に対する需要は増加を続けている。欧州の生産者はこの分野で競争力が強いが、欧州の有機食品証明・試験機関で日本での認定を受けているものは、ほんの一握りしかない。

■ 植物防疫国境管理

提案 日本の非検疫 動植物リストは、果物および野菜類上で発見される非有害動植物すべてを包含するように、拡張されるべきである。

現在の状況 進展なし。日本国政府は、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の衛生および植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) で義務付けられているとおりの有害および非有害動植物の実際的な区別をいまだ行っていない。日本でも広く存在しているにもかかわらず、多くの昆虫類が日本の非検疫リストに載せられていない。

日本における食品添加物の規制

日本の食品添加物リストの範囲は、他の先進工業国からいまだに大幅なずれがある。日本で認可されている828種類の添加物のうち、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が認めているものは僅か294である。一方、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が認めているその他の600余の添加物は、世界中で広く使用されているにもかかわらず日本での使用を認められていない。これが、長年にわたって欧州産の食品を日本に持ち込む際の障壁となってきた。更に重要なことは、かかる状況が生産者、輸入業者そして日本の消費者の日本の食品規制に対する信頼を損ない続けているという点である。

かかる問題点を認識して、厚生労働省は自らの食品添加物に関する政策を再評価し、企業からの承認申請を待たずにJECFAが受け入れている物質やEUや米国で使用が承認されている物質の再審査を始めている。2002年7月にはフェロシアン化物（固形防止剤）が認可された。2002年12月19日に、日本での承認が可能かを審査するため食品衛生審議会にさらに46の「優先的」物質のリストが厚生労働省から提出された。厚生労働省は、このリストの第1グループの物質（ポリソルベート、ステアリン酸カルシウム、リン酸二マグネシウム、ヒドロキシプロピルセルロース、および加工澱粉類）についての情報収集を開始し、そして2003年10月8日、食品安全委員会に対しポリソルベートグループの承認申請書類一式を提出した。

EBCは、食品添加物承認に関する日本政府の最近の方針転換を歓迎する一方で、EBCは46種の優先物質の承認率が極めて低いと感じている。これらの物質はこれ以上引き延ばすことなく直ちに承認されるべきである。これら46種の物質すべては世界中で普通に使用されており、JECFAから承認され、EUと米国の両方で使用が承認されているものである。

さらに、46種の物質中の「グループ1」のポリソルベートより後に掲げられているステアリン酸グループは、脂肪酸塩の全範囲を包含するかたちで拡大されるべきである。JECFAは脂肪酸塩を一かたまりにとらえ、これに、ミリスチン酸、オレイン酸、パルミチン酸、ステアリン酸及びこれら脂肪酸の混合物のカルシウム、カリウム、ナトリウム塩を含めている。JECFAは脂肪酸塩の合計量をオレイン酸ナトリウムとして計算しており、EBCは日本にこの方法にしたがうことを勧告する。

残念なことに、EBCが提案した数種類の添加物は厚生労働省の「優先リスト」に含めることを検討されなかった。EBCは、以下の物質を日本での優先承認にあたり再検討するよう要請する。ヒドロキシプロピルメチルセルロース、アセトアルデヒド、ヨウ素添加塩、合成タウリン、グルクロノラクトン、ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド(NADH)、ケイ酸アルミニウムカリウム、グルタルアルデヒド、メタ酒石酸および合成カフェイン。

日本の食品添加物リスト近代化の一環として、EBCは、また、日本で既に承認されている添加物の使用基準によって欧州の食品の輸入が差別されないよう内容を修正することを求める。現行の規制は過度に複雑で、当局がどれが合法的でどれが合法的でないかを決定できないこともしばしばである。これが食品輸入業者の立場を困難にしている。EBCは、特に、ソルビン酸、ソルビン酸カリウムおよび二酸化硫黄といった一般的な防腐剤の使用基準について懸念をいっている。「その他食品」分類の二酸化硫黄の残留許容限度は <0.03g/kgで、多くの欧州の食品の輸入を効果的に防腐するのに足る水準である。ソルビン酸/ソルビン酸カリウムには「その他食品」分類は存在せず、チョコレート菓みに分類が存在しないことから、ブラリネ等の製品は輸入が妨げられている。EBCは、日本政府に「その他食品」分類の二酸化硫黄の残留許容限度を<0.3g/kgに増やし、ソルビン酸/ソルビン酸カリウムに関して<0.5g/kgの残留許容限度を有する「その他食品」分類を導入するよう強く求める。これは、主として既存の規制と軌を一にするものであるが、これにより日本の消費者のために非常に保守的かつ安全な立場を維持できると同時に、外国の食品をもっと簡単に日本に輸入できるようになるであろう。

酒類

提言の要旨：

■ 製品定義

提案 日本の製品定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

現在の状況 進展なし。日本におけるアルコール飲料の定義は依然として実にあいまいである。日本製「ウイスキー」と「リキュール」のブランドの多くは、欧州では決してそのような名称で呼ばれることのないものである。こうしたあいまいな定義が日本の製造者に、地名付きの製品も含めた、国際的に受け入れられている製品仕様を満たさない低価格製品を市場に出すことを許しているのである。これは日本の消費者を惑わすものにほかならない。

■ 小売免許

提案 EBCは日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、事業を行うために必要とされる免許数を引き続き減らすよう要請する。最近設定された「緊急調整地域」を廃止すべきである。

現在の状況 若干の進展。日本政府は、小売業免許取得者間の最低距離基準と人口基準を廃止することにより、小売環境の規制緩和に踏み切った。これらの廃止は、それぞれ2001年1月1日と2003年9月1日をもって発効した。残念なことに、多くの地域が「緊急調整地域」に指定されているが、これは規制緩和から既存の酒類小売業者を保護することを意図したものであり、1年間、これらの地域では新規の免許の交付（あるいは既存免許の譲渡）が禁じられる。そのうえ、限られた範囲の酒類の販売しか認められていない大型店舗酒類小売免許を既に保有している企業は、現在の免許が失効するまで、新しいもっと範囲の広い酒類販売免許を申請できない。EBCは、卸販売業務の酒類免許の規制緩和が行われていないことに注目している。酒類の卸売免許は数種類存在しており、酒類製品のメーカーまたは輸入業者が運営する販売場はそれぞれに免許を取得しなければならないことになっている。

■ 関税

提案 EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

現在の状況 進展なし。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げたが、関税は依然として、欧州からの酒類輸入の大きな障害となっている。

日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ/ワイン市場は世界最大級の規模を誇っており、年間約1億ケース（9億リットル）を捌いている。蒸留酒市場（リキュールを除く）の80%近くを占めているのは焼酎であり、残りの大半はウイスキーとブランデーとなっている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウイスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。

輸入品のマーケットシェアが50%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本へのワイン輸入に関する見通しは依然として大いに明るい。ワインに対する消費者の関心は急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増加している。供給者サイドでは、手ごろな価格のワインが幅広く登場していることに加えて、小売環境の規制緩和が進みつつあることと、品質管理が向上していることが、輸入ワイン市場の市場環境改善に貢献することになる。唯一の危険シグナルは、現在のデフレ環境にあって、ワインの棚卸価格に強い下方圧力がかかっていることであり、大半の需要は1本千円以下の範囲から生じている。

税制改革

日本の酒税法は過去50年以上にもわたって輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT委員会は1987年、この慣行に不利な裁定を下したが、結局は微々たる改善が見られるにとどまった。EU、カナダおよび米国がこの問題を世界貿易機構（WTO）に委ねたところ、WTOは1996年にこの申し立てを支持した。その結果として、日本はこの裁定以降、輸入ブラウンスピリッツと国産焼酎との酒税格差を600%から僅か3%へと縮小した。ジンやウォッカなどのホワイトスピリッツ、リキュールに関しては、酒税格差は完全に消滅している。

酒税改革はこの業界の状況を大きく一変させた。マーケットシェアを焼酎から取り戻すべく、大半の企業は節税分を消費者に還元している。それが功を奏して、ここ7年間に、日本の蒸留酒市場は世界で最も高価な市場から最も安価な市場へと変貌した。

皮肉なことに、税制改革は輸入蒸留酒のマーケットシェアには大きな影響を及ぼすことなく終わっている。成長を示しているカテゴリーは、安価な国産ウイスキー、ホワイトスピリッツ、リキュールおよびRTD（「加工酒」）のみである。日本において輸入ウイスキーとブランデー（コニャック）に長期的将来性を持たせるには、消費者の需要を刺激すると共に、これらの蒸留酒カテゴリーが持つユニークなイメージ、キャラクターおよび伝統を活かすための、より一層の努力が必要である。

製品定義

日本市場において欧州ブランドのイメージを展開するための重要なポイントのひとつは、ブランデー（コニャック）、ジン、ウォッカ、ウイスキーなどの国際的に取引されている蒸留酒の主要カテゴリーについて、意味ある総称定義を確立させることである。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は実にずさんである。そのおかげで、日本企業は、国際的な製品定義基準を満たさない製品を市場に並べて、生産コストの削減に励むことができている。EBCはまた、日本がボルドー・ワインやスコッチ・ウイスキー、コニャックなどの地名を冠した欧州産酒製品を認識・保護しようとしないうちに、危惧の念を抱いている。日本の生産者には、実際に販売する製品と無関係な欧州の地名を付けた製品を市場に出すことが許されている。結局のところ、これは日本の消費者を惑わすものであると共に、欧州産酒製品の輸入市場の成長を阻む重大な障壁ともなっているのだ。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛
建設
産業用材料
環境技術

自動車

提言の要旨：

■ 技術基準のハーモナイゼーション

提案 EBCは日本政府に対し、国連欧州経済委員会（UN/ECE）規則の採択を急ぐと共に、新しい要求条件を導入する場合に、これに先立ち、他のUN/ECE加入国との周知な協議を重ねることを勧告する。

現在の状況 日本の規制体制は自動車産業のグローバル化に足並みを揃えて大きく変化してきた。「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準と国際基準とのハーモナイゼーションを加速してきた。しかし、日本が独自の技術要件に固執している分野が未だに存在している。

日本は2003年度末までに30のUN/ECE規則を採択することを公約しているが、その後の日程については何ら見解を示していない。

■ 環境保護立法

提案 EBCは日本政府に対し、環境政策の策定に際して自動車輸入業者の見解をも十分考慮することを強く要請する。

現在の状況 日本政府は自動車が環境に及ぼす影響の低減を重視しているが、それは欧州車の輸入業者にとっても同じことである。しかし、EBCとしては、燃費基準および排出規制の強化、使用済み自動車の処分に関する法制化が、輸入業者にとって不均衡な負担とならないような形で実施されることを望んでいる。

概要

欧州車のメーカーにとって、日本は確かにアジア最大の輸出市場である。外国ブランドの自動車の輸入は1990年代初頭に爆発的に伸びて、1996年には311,000台に達した。しかし、その後は、市場自体の規模と共に、下降傾向をたどっている。2002年の輸入台数は257,000台で、依然としてピーク時のそれを下回った。この台数は、軽自動車を含む全乗用車市場の約6%に相当する。欧州ブランド車は、輸入車市場（日本メーカーが海外の現地工場から日本に輸出した自動車を除く）の85%のシェアを獲得している。

日本の自動車市場への欧州企業の参入は、単なる販売に限定されているわけではない。欧州企業の中には日本の自動車メーカーに資本参加して、日本のみならず、アジア諸国を中心とした他の市場でも日本のメーカーと協力している。また、日本企業と提携して、研究開発や製品開発（R&D）を共同で行っている欧州企業も存在する。

グローバルなハーモナイゼーション

自動車産業のグローバリゼーションは、欧州と日本の自動車メーカーに、技術基準の国際的なハーモナイゼーションという共通の関心事をもたらした。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧の自動車業界は、業界にのしかかる規制の負担を軽減すべく協力している。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、1つの締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国の審査を免除されると定めたものである。

環境対策

ディーゼル技術はEUにおけるCO₂排出量削減に、極めて重要な役割を果たしている。しかし、日本では、極めて厳しいディーゼル排出基準を採用しており、特に、窒素酸化物（NOX）の排出基準についてはそうである。乗用車が所定の時間内にこの要求を満たすには、ディーゼルエンジンが日本市場において経済的に実現可能な解決策を提供できるような、長足の技術進歩を遂げる必要があるだろう。

規制緩和

EBC自動車委員会は欧州自動車工業会（ACEA）および日本自動車輸入組合（JAIA）と緊密に協力して、欧州の輸入業者の利害に影響を及ぼす規制問題についての共通の見解を確立しようとしている。JAIAは自動車業界を対象とした政策を審議する様々な政府審議会において、輸入業者を代表している。しかし、EBC自動車委員会は、委員会のメンバーとの非公式な会合に定期的に出席してもらうことにより、政府関係者との独自の直接的なつながりを維持している。



For more information, contact:

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee
(President, Sachs Automotive Japan Corp.)

C/O Sachs Automotive Japan Corp.
NTB-M Bldg. 6F
2-2-9 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo
〒105-0004 JAPAN
Phone 03-3539-5600
Fax 03-3539-5605

自動車部品

提言の要旨：

■ 情報交換の促進

提案 EBCは、欧州において開催されている日本自動車業界の代表者との面談会議が継続されることを、強く支持している。EBCはこの面談会議が欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めるのに役立っていると感じており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることを望んでいる。

現在の状況 1995年、日欧企業間の情報交換促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間の面談会議が設置された。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議する、極めて効果的な場であることが実証されている。次回の会議は、スウェーデン、グーテンベルグで2004年4月19日～23日に開催される予定であり、EBCとしては、トップレベルの日本の業界関係者の参加を奨励している。

■ 自動車業界の国際化

提案 EBCは日本の自動車業界に対し、自動車生産の技術、取引およびロジスティックの面に的を絞って、グローバル化の最近の傾向をさらに推し進めていくことを、強く望んでいる。部品・システムの調達は、最終的には、性能重視で行って然るべきである。

現在の状況 限られた進展。日本の自動車産業部門は、世界市場と国内市場を取り巻く環境の変貌とともに進展し続けている。日本の自動車産業は、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。EBCは、自動車業界の国際化によって生じつつある、革新的な欧州企業が新製品開発と技術的な専門知識の共有にあたり、日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を大いに歓迎している。残念ながら、当業界のグローバル化にもかかわらず、欧州の自動車部品/システムメーカーは、依然として欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むのに苦労している。これは主として、日本のメーカーが製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めること、これまでつきあいのなかった取引先から調達することに未だ消極的であることに原因がある。結果として、日本の自動車部品部門におけるヨーロッパ製品の市場占有率は依然として小さいものに留まっている。

背景：

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan
BASF Japan
Behr Japan
BOSCH Automotive Systems
Delphi Automotive Systems Japan
Faurecia Japon
Freudenberg
Herberts Shinto Automotive Systems
HP Pelzer Japan
Osram
Sachs Automotive Japan
Seric
Siemens VDO Automotive

変貌を遂げつつある日本の市場環境

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになっている。

ヨーロッパの企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れてきた機会を活用しようと注視している。グローバル化と熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。それと同時に、日本の自動車メーカーが欧州、そして中国を含む世界のその他の場所で現地製造事業を展開するようになった結果、欧州自動車部品企業の日本との関係も強固になった。長期的に見て、EBCは日本の自動車業界のグローバル化を極めてポジティブな動きと捉えている。将来、欧州企業にとっての機会拡大につながる公算が大きい動きとしてである。

満たされない期待

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに、未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしているのだ。企業特有の仕様に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行しているのである。日本の自動車メーカーは、確かにここ数年、ヨーロッパの取引先からの調達に大いに関心を示すようになってきたものの、この関心が大規模な事業のかたちで結実していないと、多くの企業が報告している。

製品開発のアウトソーシングの促進

欧州自動車業界においては、自動車部品開発のアウトソーシングは明確な傾向として定着している。こうした欧州のシステムは、より低いコストとより大きなフレキシビリティによって、リスクを低減させることにつながるものである。EBCは、将来、日本においても、こうしたシステムが全面的に採用されることを願っている。これは、より一層のコスト削減とイノベーション拡大につながる、競争力に優れた構造をもたらすはずである。

欧州企業が提供できるもの

EBCは、欧州企業がいかなる製品開発の提携関係においても、献身的で信頼できるパートナーであることを日本企業に納得してもらうことを目指している。欧州の自動車部品/システムメーカーは、日本の自動車業界に提供できるものを数多く備えている。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されておらず、グローバルな顧客ネットワークを築き上げている。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車メーカーが取引先に期待する製品イノベーション、技術的専門知識、効率、品質および個別の対応にかけては定評がある。

相互理解の促進

EBCは、日本の自動車メーカーの要望を欧州側がさらに十分理解できるように、欧州の自動車部品業界と日本の自動車メーカーの間でもたれている年次会議が今後も継続されていくこと、そしていつの日か日本でも開催されることを願っている。

欧州自動車部品業界としても、日欧双方で日本企業と製品開発・製造面での協力関係を拡大することを目指して、日本企業との相互理解を促進していくよう鋭意努める所存である。

航空

提言の要旨：

■ 競争の促進

提案 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは日本の企業が供給源を分散させて、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。

現在の状況 状況はむしろ悪化。供給源を一つに戻すという全日空（ANA）の最近の決定は、競争を促進するという全世界的な業界一般の戦略に明らかに背を向けるものである。民間航空機、エンジン、部品、航法機器の欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場において欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。そして、残念なことに、将来的に大幅な改善が期待できる兆しはない。

■ 業界間の協力促進

提案 EBCは、欧州の民間航空機、部品、航法システム開発に日本の産業がより広く参画することを期待している。大規模プロジェクトについては産業協力をとりまく政治的および戦略的環境が難しいという現実を踏まえて、EBCとしては、協力関係を固め、相互の信頼と理解を深めるため、まず比較的小規模な協力から始めることを提言する。

現在の状況 限られた進展。民間航空機開発の分野の協力は、依然として北米に大きく偏っている。ボーイング7E7プロジェクトに政府が資金を拠出するとの最近の発表は、将来の提携の可能性が限られていることを明らかにしている。EBCは、機体、推進器、部品、航空管制、航法システムなどの分野で、日欧の企業が相互の利益となる協力を行える機会が存在するものと、なおも確信している。EBCとしては、日本の研究機関および企業が、将来の機会を積極的に追求していくことを奨励する。

日本の民間航空機市場

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。例えば、日本航空（JAL）は、結果として膨大な自社の航空機群を一つの供給元から調達することになってしまった。JALと日本エアシステム（JAS）の合併は問題も起こしたが、その保有する航空機を、入手できる世界最高の航空機の中から合理的に選べるという絶好の機会ももたらした。

他方、全日空（ANA）は、最近、10年間続いた三社から、購入体制を再び一社のみを供給源とするシステムを採用する後退をおかず決定をした。この状況は、納入業者間の競争を促すという、業界で一般に行われている基準に反するものである。EBCは、この時流に逆行する行動に失望しており、JAL、ANAおよび同様の状況にある他の航空会社各社に対して、旅行者や顧客、株主および一般の人々の利益を考えて、複数の供給源を確保するよう促したい。

日本の航空機産業

第二次世界大戦後、日本の航空機産業は日本政府から強力な財政的支援を受けて、国内生産力を再生するよう努めてきた。日本は経済産業省（METI）の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げて日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待どおりの成果は上げていない。

航空機産業は依然としてその売上の多くを防衛庁との契約に頼っており、これは航空機部門の全売上高の60%を超えている。残りは、ボーイング社や他との提携事業によるものである。未だ概念設計という初期段階にあるにもかかわらず、経済産業省がボーイング7E7プロジェクトに資金を拠出することを決定したとの最近の発表と、30座席ないし50座席の国産航空機を開発する計画を、欧州は複雑な感情をもって見ている。EBCは、日本の各種機関が、欧州との協力促進を真剣に行っていないことを知り落胆している。

民間航空機開発における協力

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業のビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。また、日本の空域の安全性向上に確実に寄与する航空管制および空港設備関連の開発が一段と進められ改善されているが、こうした分野でも相互に有益な協力関係が可能なはずである。

しかし、経済産業省の航空機工業審議会が国家プロジェクトとしてボーイング7E7を承認する可能性があることは、日本の業界各社が欧州企業と協力する可能性のある業務の範囲に影響を及ぼすことは確実である。この新規プログラムへの参加条件を規定する契約を結ぶに際しては、日本企業が新製品と技術開発において欧州企業との意義ある協力関係を築くことを暗黙のうちに排除するような事態を引き起こしてしまった過去の過ちを繰り返すのを避けるため、注意して契約書を作成する必要がある。過去の過ちがまたも繰り返されるかのように見受けられる。

EBCは、今日までに達成された進展に少しではあるが勇気づけられている一方で、同時に、将来に横たわる難問に対して警戒してもいる。EBCは、経済産業省および日本の諸機関に対して言動一致で臨み、アメリカ企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に、欧州の企業との提携をも前向きに支持し資金拠出するよう求めたい。

宇宙

提言の要旨：

■ 衛星と地上施設

提案 EBCは、日欧間で現在進行中の協力を支援すると共に、最近になって日欧双方において、新しい開発分野における新たなスケールの日欧協力が関心を集めていることを歓迎している。特に宇宙航空研究開発機構と欧州宇宙関係機関がさらに密接な関係を強めることを推奨するものである。また、新しい応用分野における計画について、日欧それぞれができるだけ初期の段階から話し合い、日欧が時機を逸せずに協力態勢に入れるようにすることを勧める。

現在の状況 日本の宇宙三機関（宇宙開発事業団、宇宙科学研究所、および航空宇宙技術研究所）と欧州の宇宙機関（欧州宇宙機関、ならびにその加盟国の宇宙機関）との間には長年にわたって密接な関係が保たれている。最近になって、日欧双方において更に広範な協力が関心を集め、これまで以上の議論が行われてきている。このような背景のもとで、いくつかの企業が新たな第一歩を少しずつ踏み出してはいるが、衛星および地上設備の開発における具体的な協力は未だ極めて限られたものである。新しい応用分野における産業協力は宇宙関係機関の振興があって初めて可能となる。

■ 打上げ機

提案 EBCは日欧の宇宙機関の間で協力案件が増加していることを支援すると共に、現在進行中の、そして将来の議論が、日欧両国の大型ロケットにとってバランスのとれた、実りのある、活発な相互協力の形で結実することを強く希望している。またEBCは、企業間で打上げ機あるいは宇宙輸送全般に関する商業協力ならびに産業協力の話し合いが、日欧双方において再び始まっていることを支援している。

現在の状況 宇宙先進国の中で、日本と欧州だけが十分な政府の打上げ需要を持たないため、宇宙への独自アクセスを維持することが困難になっている。そのような背景のもと、かつてなかったことであるが、日欧の宇宙機関の間で、双方向性と双務性を基本とした日欧政府ミッションの相互バックアップの可能な形を検討することが決定された。これは打上げ機に技術的な問題が生じたときに当該衛星の打上げ遅れを回避すると共に、一方的なバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。同時に、欧州と日本の産業界は商業的あるいは産業分野における協力をめざして、その距離を縮めている。

日本と宇宙産業分野

日本は宇宙分野における主導国のひとつである。国産の大型ロケットH-IIAによって宇宙への独自アクセス手段を有している。また、より小型の打上げ機、ギャラクシー・エクスプレス、が現在開発中である。日本はまた最先端技術を駆使した衛星を年一機ないしは二機のペースで製造している。日本の宇宙産業は地上系および衛星搭載部品の分野において成功を収めている。

しかし、日本の宇宙産業は、国内生産規模が小さいために、国際市場では遅れをとっている。1990年に米国の政治的圧力によって政府市場の多くを国際競争に開放せざるを得なくなって以来、衛星産業はほぼ全面的に数少ない政府機関からの発注に頼っている。その一方で、打上げ機の分野ではH-IIAロケットの民営化が市場が低迷している最中に行われようとしている。

こうした状況にさらに追い打ちをかけているのが、さらに深刻になってきた予算の制約である。そのため、宇宙開発事業団、宇宙科学研究所、および航空宇宙技術研究所が統合され、宇宙航空研究開発機構となる。

宇宙活動は、日本の国民の関心を十分にひくことができないという困難にしばしば直面する。しかし国民は平和利用と共通の利益のための国際協力であればそれを支援するものである。

衛星システム

日本の多くの政府衛星に国際入札を義務づける日米間協定の存在が、比較的オープンな商業衛星市場へとつながっている。欧州の衛星メーカーは、まだ日本に商業衛星を販売した実績を持っていないが、欧州製の衛星が高品質である上に、米国には不透明な輸出規制問題があるため、日本の顧客の関心は高まりつつある。

日本は先進的なパートナーとの接触による技術的、産業的卓越を目指して、国際協力を利用することが珍しくない。しかし、衛星開発における協力関係は依然として米国に大きく偏っており、特に国家安全保障に関連の深いプログラムにおいてその傾向が顕著である。政治的影響と圧力は、日本における日欧の商業衛星開発に悪影響を及ぼしている。

しかしながら、最近の日欧の宇宙関係機関の間で開催された会議の結果、新たな進展があるかもしれない。一方、日欧の宇宙産業においては協力の可能性に対する確信が強まっており、議論が進歩への希望となっている。欧州は、実績のある革新技术に関し、提供できるものを数多く有している。しかも、政治的な思惑は無いに等しいし、日本への特別な輸出制限も無い。

打上げ機

打上げ機の分野では、アリアン・ロケットが日本の商業衛星打上げ市場において大きな成功を収めてきただけでなく、日本の産業界および宇宙関係機関との信頼関係も確立されている。

日本は先進的な衛星打上げロケットを開発、製造、維持、運用している。深刻な予算の制約ときわめて限定された政府の打上げ需要という問題に直面しながらも宇宙への独自アクセスを維持するために、日本政府は現行のH-IIAの責任のほとんどを三菱重工業株式会社に移管するとともに、小型ロケット、ギャラクシー・エクスプレスを開発する決定を下した。しかし現在の衛星市場は経済周期の谷に入っており、既に過密状態にある脆弱な商業打上げ市場は新たなロケットの参入にとって最悪の状況と言わざるを得ない。このため予測できる範囲では、日本政府による衛星打上げが依然として主体である続けるものと思われる。アリアン5とH-IIAの協力が具体的になりつつある。商業分野においては、アリアンスペース、三菱重工業株式会社、そしてボーイング・ローンチ・サービスが、それぞれの打上げ機に問題が生じた際に、その顧客が三社間の他の打上げ機に容易にシフトできるようにする協力を合意した。一方、日欧の宇宙機関は、政府ミッションを対象としたアリアン5とH-IIAの相互バックアップについて同様の、しかし二国間の枠組みを検討している。

防衛

提言の要旨：

■ 非関税貿易障壁

提案 EBCは日本政府に対し、防衛装備品調達透明性を高めるよう、強く要請し、将来の防衛装備品の条件に照らして欧州製品をより十分かつ公正に評価することを希望する。欧州企業は、日本の防衛庁（JDA）に、相互運用性、技術的専門知識、実環境運用経験および世界的に競争力のある価格という面で、多くを提供できる能力を有しているが、これまでの調達手続は、これら製品の納入を阻んできた。防衛装備品は政治的に可能な限り、運用、技術および費用対効果を基準として選択されるべきである。

現在の状況 若干の進展。 昨年日本は、欧州製品が唯一運用要求事項をみたしたとき、納税者のお金を最も有効に活用できるとなったときに欧州製品をいまや選択する用意があるという心強い実績を示した。EBCは、昨年の歓迎すべき進展を前提に、日本における欧州企業の存在感を高めるべく尽力している。しかし、調達手続の透明性の欠如と、欧州製の防衛装備品の十分に平等でない評価が、多くの分野において防衛装備品の調達手続の効率性と範囲を引き続き限られたものになっている。欧州企業が、日本企業および米国企業と真に平等な立場で競争できるようにするため、さらに改善が必要である。

■ 産業協力

提案 EBCは日本政府に対し、日本における装備品の開発に協力することを希望している欧州企業に、情報を移転する際の規制を緩和するよう強く要請する。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と防衛庁等は、現在の日本で非常に不足している運用経験を含め、新しい技術や手法を入手できることになる。

現在の状況 ほとんど進展なし。 日本では、米国以外の国と防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが不可能である。これには防衛装備品の仕様も含まれているため、欧州企業が日本の防衛産業界と共同事業に参加することは極めて困難な状況にある。

日本の防衛産業市場

日本の防衛装備品市場は、金額的に見ると、世界第二の規模を誇っている。日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆5千億円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおおよそ75%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品が、日本の防衛用ハードウェア市場の残り25%の大半を占めており、欧州製の輸入品とライセンス製品が占める割合は依然として数パーセントにすぎない。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備と部品が主体である。しかし、現在、欧州企業にとって状況が徐々に好転している兆しがみられる。

日本の防衛産業市場への欧州企業の参入

日本の他の多くの経済部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税貿易障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新しい計画の時機、関係当事者および要求事項を知るには困難が伴う。これは、公正な競争が欠けていること、そして日本の防衛当局が、欧州の防衛装備品に関する情報を入手することや、欧州の防衛装備品の展示訓練に参加することに消極的であることにより倍加されている。防衛当局は欧州の防衛装備品については相対的に情報不足であり、これが防衛及び調達政策についての視野を狭めている。こうした状況をさらに難しくさせているのが、防衛装備品の開発と適応についてのEUと日本の産業協力の機会を制約する、情報移転を制限する政策である。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するにも、また必要または緊急の時でさえ、即戦力となる最新装備を日本政府に販売するにも、悪戦苦闘しなければならない。

貿易不均衡をめぐる米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じての米国製品を購入の誘因、そして、相互運用性の欠如に対する日本の不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。

EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢は大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的な解決策を利用する機会を制限しているのである。

政策転換の好機

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の防衛力の国際的役割の増大、そしてミサイル防衛計画といった新しい大きな計画と相俟って、防衛調達品の予算に大きな圧力を及ぼしている。近い将来実施されるべき、主要なプロジェクトの多くは、調達政策を大幅に見直し、費用対効果をより一層重視しない限り、現在の予算内では達成できない。EBCとしては、日本に対してこの機会を変更の好機として活かすよう強く勧める。調達手続の透明性が高まり競争が強まれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端の防衛装備品を入手しやすくなり、既存の限られた防衛予算内でも、日本政府はより価値の高い装備品を獲得できるようになるであろう。

欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が実証された装備を提供している。それに加えて、日本と欧州の間には政治的な関係を複雑化する安全保障の同盟関係が存在していないため、「政治的なヒモ」付きでなく、完全に技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で軍事的な即応態勢を確保するために、これは非常に大きな利益となることだろう。

建設

提言の要旨：

■ 構造改革

提案 EBCは日本政府に対し、さらなる規制緩和、企業の統合、財務再構築、並びに競争入札と民間資金等活用事業（PFI）をさらに進めるよう提言し、日本の建設業界の構造改革に拍車をかけるように、強く要請する。

現在の状況 限られた進展。経済情勢が好転し、日本の建設業界が抱える多数の構造的欠陥を是正するための真剣な取り組みが行われるようになるまでは、欧州企業が日本の建設市場に参入する機会が拡大することはないであろう。

■ 公共プロジェクトの発注と調達

提案 公共入札における上限価格（予定価格）制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和すべきである。EBCはまた、指名手続の透明性をより高めるよう強く求める。公共工事に特有の要件、例えば、500万円を超える工事を受注しようとする者は建設業法に指定された資格を有する者を、少なくとも1名常勤役員とする必要があること、一部資機材業者（エレベータ製造業者等）も国内に生産施設を維持していないことはならないこと、また民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。

現在の状況 進展なし。欧州企業は従来、日本の公共工事市場よりも民間工事部門に革新的な建材や設計、技術を供給するほうが遥かに容易だと見てきた。その理由としては、発注母体からの入札情報入手が困難であること、資格認定手続が複雑であること、発注母体と在来企業の間には緊密な結びつきが存在すること、仕様の公開が全面的でないこと、仕様が在来の業者に有利であること、そして、入札資格の獲得から契約の評価・落札に至るまでの過程に透明性が欠けていることが挙げられる。EBCは、政治家と官僚と建設業界の癒着が解消するまで、現実的にこの状況が著しく改善することは望めないと考えている。

■ 規格の相互承認

提案 JAS/JIS規格とECN規格の相互の承認と適合性評価手続を奨励すべきである。さしあたって国土交通省（MLIT）は、JAS/JIS規格の認証を行う海外の試験機関を認定する手順を簡略化すべきである。

現在の状況 限られた進展。ホルムアルデヒド発散に関して最近導入された規制は、この問題の深刻さを際だたせている。この問題についてJAS/JIS規格の認証試験を実施できる認定試験機関はEU内に現在のところ存在していない。一方、日本政府は、ホルムアルデヒド発散について外国の試験機関の出す結果を、この外国の試験機関が指定された「性能評価機関」と提携契約を締結していることを条件に、承認することに同意しているが、根本な構造的障壁は手つかずのままとなっている。

商環境：概観

日本の建設市場は、建設業に従事する欧州企業にとって、いよいよ魅力のない存在になりつつある。日本で事業を行おうとする欧州企業が以前から直面していた数々の障害が、うち続く景気低迷と、業界全体を悩ませ続ける諸問題により、一層悪化してしまったからである。

あまりにも少ない仕事にあまりにも多くの企業が殺到しているというのが、日本の現状である。建設への投資は1990年のピークから30%近くも減少したのに、企業数は増加している。総合建設業者7万社を含めて、およそ57万社の企業が建設業に従事しているが、このうち資本金が1億円を超える企業は6,000社に過ぎない。建設部門はまた、日本の労働人口の10%以上を雇用している。これは1990年に比し10%を超える増加であり、OECDの標準からすると、異常に高い比率である。

費用効率の高さのみを基準とする市場環境の創出を阻んでいるのは、政府による規制と、非能率的な建設部門の構造および経営管理である。生産性は低下している。その結果、優良経営企業も含めて、すべての企業が苦境に陥っている。

日本政府としても、これを見逃してきたわけではない。国土交通省は業界内の整理統合を積極的に奨励しており、公共工事プロジェクトに入札する際にゼネコンにこれまで課してきた資格基準をもっと厳しいものにした。自らも財政難にあえいでいる政府は、政府が支出するプロジェクトの費用効率への関心を募らせている。しかし、公共工事の場合は、中小の請負業者の間でワークシェアリングするという政策と「政治介入」が続いていることが、変化と生産性向上の足かせになっている。

規制上の重荷

現場代表事務所の設置、免許取得、経審制度による登録、プロジェクトへの入札に要するコストは、欧州企業にとっては依然として法外なものとなっている。欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行えることにあるのだが、過剰な規制と必要な認可を取得するための手続が複雑なせいで、この能力も事実上発揮できない形になっている。例えば、日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、建築用資材を直接に発注者に販売することはほとんど不可能である。日本で建設業を営むためには、建設業許可証を保有していなければならない。ある会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上、経営業務の管理責任者としての経験を有する者を少なくとも1名、常勤の役員としなければならない。外国の会社にとって、これはしばしば実現しがたい要項である。適切な人が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。これにより、日本市場で事業を行う際のコストは増大することになる。

性能基準

2000年6月の建築基準法改正により、性能基準に基づいて承認を受けた建材の日本への持ち込みが可能になり、理論的にはこれらの建材の試験を原産国で行えるようになったわけだが（試験センターが日本政府の認可を受けていることを条件とする）、海外から輸入された革新的な建材や構成材の使用量が増えたことを示す証拠はほとんど存在しない。これは主として、イノベーションと変化に対する官僚的な反感があることに加えて、公共工事の場合は、確立された慣行からのごくわずかに逸脱した場合でさえ質問と綿密な検査の対象となることから、会計検査院による制裁措置を恐れるためであると、EBCは考えている。EBCは日本政府に対し、革新的な建築技術、建材および工法の使用を奨励すると共に、製品承認手続の効率性を高めるべく尽力することを、強く望んでいる。

産業用材料

提言の要旨：

■ 関税

提案 EBCは日本政府に対し、工業原料に対する関税を全廃することを強く要請する。それにより、工業原料を使用する日本の企業は、高品質な製品を市場ベース価格で入手できるようになるはずである。

現在の状況 進展なし。関税は、今までのところ、工業原料の対日貿易における圧倒的に大きな障壁である。大半の一般的工業原料は世界各国で誰でも知りうる価格にて販売されており、関税によって価格差が生じる場合には、それがいかに小さなものであっても欧州メーカーの競争力は鈍らされる。ステンレス鋼、電子部品、電池製造、自動車、セラミックなどを産業界において工業原料として消費している日本企業は、より激しい国際競争にさらされているため、商品の調達コストが下がれば有利となるはずである。日本は少数の日本企業を保護することだけを目的として、恣意的に関税を課している。これが、国内市場はもとより、海外輸出市場でも、競争を著しく歪める結果となっている。

■ 差別待遇

提案 EBCは日本政府に対し、一般特惠制度（GSP）のような、欧州メーカーを差別するあらゆる貿易障壁を撤廃することを強く要請する。

現在の状況 進展なし。特惠国からの輸入品には日本の関税を免除するが、他国からの輸入品は免除対象としないという一般特惠制度のせいで、様々なタイプの工業原料が差別待遇を受けている。欧州製品は、この特惠を与えられていない。

■ 関税分類

提案 EBCは日本政府に対し、関税分類制度を合理化すると共に、分類基準を適用するに際しては通関事務の一貫性を確保するよう改善し、分類方法および審査結果の透明性向上、並びに紛争解決の制度を強化することを目的とした、包括的な戦略を策定するよう強く求めるものである。

現在の状況 限られた進展。恣意的な関税分類と改訂が、日本に工業原料を供給している欧州の生産者を苦しめ続けている。税関は分類基準を適用するに当たって一貫性を無視しているし、分類基準の適用について争う異議手続も存在しない。これは、初めて市場に出される製品のみならず、既存の製品について突然分類が見直される場合にも問題となる。

背景

輸入工業原料に課される高い関税は、商品調達コストを著しく増大させて、日本の産業競争力に深刻な影響を与えている。これは、鉄鋼、ガラス、機械加工などの主要産業に従事している日本企業が抱える問題を増やすばかりで、日本企業は国際化が進む市場での競争力維持に苦戦している。世界最大級の工業原料消費国に数えられる日本が、市場価格に準ずる価格で高品質製品を自由に入手できれば、大きな恩恵に浴することができるとは思われる。高い関税率は今なお、日本の工業原料市場に欧州企業が参入することを妨げている主因となっている。日本は、WTO新ラウンドの下で関税引き下げに関する正式交渉が開始されるのに先立ち、工業原料やその他の製品の関税をさらに一方的に引き下げることに難色を示した。EBCは、これらの製品が日本の産業にとって必要不可欠な投入資材であることを考えれば、残るすべての工業原料を引き下げるための即時的・一方的措置を講じることが日本の利益につながると見ている。EBC原材料委員会は、欧州産業の大規模な主要部門を代表するものとして、日本政府に対し、輸入工業原料の関税引き下げと、欧州製品に対するあらゆる形の差別の撤廃を強く要望する。

ニッケル

日本は、ニッケル地金（ニッケル高合金などに使用される）、フェロニッケル（主にステンレススチール産業で使用される）及びニッケル水素吸蔵合金（携帯電話やハイブリッド車に使用される）などの、加工ニッケル製品に関税を課している、世界で唯一の先進国である。ステンレススチール生産などの部門で多数の日本企業が生き残りに必死な今、この関税が日本の消費者である企業の調達コストを大幅につり上げている。関税に誘導される価格インセンティブは日本のニッケル生産構造に深刻な歪みを生じさせて、国内ニッケル供給業者の保護という本来の目的を果たせずにいる。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞と世界一と折り紙付きの生産コストにもかかわらず、固定費用をカバーするために増産している。このため、日本のニッケル生産者は今、生産高の32%を輸出するという状況に陥っている。要するに、日本が事実上、海外消費を助成していることになり、これは経済的にほとんど無意味なことである。これは、国内で保護されている日本の生産者との競争を強いられる欧州の生産者にとって、不公平なことでもある。欧州はニッケル水素吸蔵合金などの加工ニッケル製品には輸入税を課していないため、日本の生産者は欧州の蓄電池生産者に思う存分製品を販売できるのに対し、欧州のニッケル生産者は日本の蓄電池生産者に販売する製品について税を支払わなければならないのである。どれほどの経済費用を要しようと、日本は安定したニッケル供給を確保する手段として、加工ニッケル製品に対する高い関税率を長年にわたり正当化し続けてきた。しかし、EBCは、ニッケル供給に関する不安は根拠のないものとする。国内にニッケル鉱が存在しないからと言って加工ニッケル製品に高い関税率を課している日本は、実は自らの首を絞めているようなものである。ニッケル鉱を生産する国々は、現地でニッケル鉱を加工しようと引き続き戦うであろう。ニッケル供給に関する競争は、日本、韓国、台湾、中国の間で増える可能性があり、将来、日本がニッケルの供給を確保することはますます難しくなるであろう。

アルミナ研削材

人工コランダムとも呼ばれるアルミナ研削材は、研磨産業において、砥石、サンドペーパー、あるいは、ガラスや電気部品を研削、研磨する仕上げ材として用いられている。輸入コランダムには3.3%の関税が課せられているが、大半の輸入コランダムは一般特惠制度により関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されていない幾つかの分類の製品は、関税免除国から購入することができない。このことが輸入コランダムの価格を押し上げて、日本のエンドユーザーに付けを回すことになっている。

環境技術

提言の要旨：

■ 環境汚染除去に対する姿勢

提案 EBCは日本政府に対し、日本の環境汚染除去に関する教育の向上と、それらの問題に対処するための新技術開発の促進を強く望むものである。

現在の状況 日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化など、環境問題が山積している。環境汚染除去をコストが嵩むものと考えてはならない - これらの問題に対処するための新技術の開発もまた、重要な経済的利益を生み出すので、力を入れて然るべきである。

■ 規制構造

提案 環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

現在の状況 限られた進展。欧州の環境技術部門を動かしているのは規制である。残念ながら、日本の環境保護と環境関連事業に適用される規制体制は欧州のそれほど高度ではない。日本の現状は、欧州の一部の国々に20年前に見られた状況に等しいものである。

■ 政府調達

提案 日本における民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）の適用をさらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるように、日本のPFI戦略開発における日本と欧州の協力関係が拡大されることを強く望んでいる。

現在の状況 若干の進展。日本でも民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）が広まりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業の資金調達のために、これらの手段を用いるようになって久しい。この分野を専門としている欧州企業は日本市場への参入を望んでいるが、斬新な手法によるサービス提供に対する保守的な姿勢が、これら事業等の妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業が、機器製造メーカーと建設会社に支配され続けている。いかなる私企業もまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供することができない。この結果、初期資本の投資は高額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担の増大といった状況が生み出されている。EBCとしては、EUと日本が、その互恵的な関係の中で公共調達に大きな重点をおく意向であることを喜ぶべきものであると注目しており、両当事者が、この機会を利用して、PFI/PPPの可能性についての情報を共有し、それぞれの国の公共サービスを一層進展させ、拡大したかたちで提供していけるよう願っている。

日本の環境技術業界

日本の環境技術分野にブームが到来すると期待した向きは多いが、現実には、日本はまだこの期待に応えていない。問題の一因は、土壤汚染除去や廃棄物管理、水処理などの分野で日本が現在直面している多数の環境問題に対処できるだけの、包括的戦略が存在しないことにある。民間、公共部門の諸団体も、自らが直面している環境問題の大きさを公表することを、未だにためらっている。こうした姿勢が改まるまでは、日本の環境技術部門のマーケットポテンシャルが実現することはなからう。

土壤汚染除去

そうは言うものの、この部門の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壤汚染対策法は、汚染土壤土地の浄化に関する厳しい新規規制環境を生み出すので、近い将来、土壤汚染除去技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると看做しても過言ではない。EBCは土壤汚染除去慣行自体の基準となる規制環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染除去の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに、汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験サービスにおける競争の激化が環境に利するばかりでなく、汚染除去コストの削減という形で社会に役立つものと考えている。

廃棄物処理

日本の廃棄物処理規制に見られる最近の変化には、1991年、1997年および2000年の廃棄物処理法の改正、1995年の容器包装リサイクル法の導入、1998年の家電リサイクル法の導入、2000年の循環型社会、建設廃材リサイクル、食物リサイクルおよびグリーン購入の促進を目的とした法律の導入、そして、2002年12月に発効する新しいダイオキシン排出基準がある。日本には廃棄物処理部門を取り締まる強力な法的構造が存在するものの、新しいダイオキシン排出基準を満たさないたぐさの産業廃棄物焼却炉はどうなるのか？新しい法的環境が実際には不法投棄の増加につながった場合、日本はこの「処分」方法とどう闘っていくつもりなのか？日本では従来リサイクル率が低いプラスチックなどの物質のリサイクルを進めるために、日本は財政的支援システムを作り上げるつもりなのか？など、重大な疑問は未だ解消されていない。廃棄物処理規制の適用を廻る、これらをはじめとするあいまいな点への取り組みがなされない限り、欧州の投資家が日本における廃棄物処理事業の展望に自信を持つことはあり得ない。

PFI

日本における民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）の発達を政府が公式援助しているのは、EBCにとって心強いことである。欧州企業は水処理や廃棄物処理などの分野における代行サービス提供を従来非常に得手としているため、EBCはこの経験が日本市場における新しい機会の創出につながるものと期待している。EBCは日本政府に対し、地方自治体のPFIへの取り組みを積極的に支援することにより、PFI/PPPの利用推進を今後も継続していくことを強く求めるものである。欧州企業は、設計建設一体のターンキー方式、公共サービスの運営と管理といった分野での公共建設にあたっての高度な手法を駆使する経験を役立てることができる。これにより、コストを削減し、信頼性を高め、サービスの質を向上させることができるであろう。

補遺

Blue star sponsors

Special sponsors

Sponsors

Executive operating board

National chambers

BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS



CHANEL

BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS



Life Insurance Mutual Funds Pensions Securities Banking

BLUE STAR SPONSORS

Lovells
International law firm



BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS

sanofi~synthelabo



A PASSION FOR PROGRESS.

ソルベイ製薬株式会社

BLUE STAR SPONSORS

The Syngenta logo is centered in the main content area. It features the word "syngenta" in a bold, lowercase, sans-serif font. A small green leaf icon is positioned above the letter "g".

SPECIAL SPONSORS

AstraZeneca K.K.

Barclays Group

Bayer Medical Ltd.

Credit Agricole Indosuez Securities Ltd.

Credit Lyonnais

Gerling-Konzern Allgemeine Versicherungs-AG

Givaudan Japan K.K.

Henkel Japan Ltd.

Manulife Life Insurance Company

SPECIAL SPONSORS

Nihon SiberHegner K.K.

Philips Japan Ltd.

Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd.

SPONSORS

Agfa-Gevaert Japan Ltd.

Baring Asset Management Ltd.

BNP Paribas Securities Ltd.

British American Tobacco Japan Group

Carrefour Japan Co., Ltd.

Clarins K.K.

Dade Behring Ltd.

Danisco Japan Ltd.

Fiat Auto Japan Ltd.

Hartford Life Insurance K.K.

Herberts Shinto Automotive Systems Co., Ltd.

Konigstedt Ltd.

Loyens & Volkmaars B.V.

Nestle Japan Group

Nihon Schering K.K.

Nippon Finnpap Ltd.

Strobbe Trading International Co., Ltd.

Volkswagen Group Japan

EXECUTIVE OPERATING BOARD

Chairman

Richard Collasse

President and Representative Director, Chanel K.K.
Yebisu Garden Place Tower 33F
4-20-3, Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo 150-6033
Tel: 5421-7500; Fax 5421-7531

Vice-Chairmen

Michael Otter (Austria)

Commercial Attaché, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku, Tokyo 106-8691
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Gerhard Schlosser (Germany)

Representative Director and President,
Henkel Japan Ltd.
2-2-8 Higashi Shinagawa, Shinagawa-ku,
Tokyo 140-0002
Tel: 03-5769-6404; Fax: 03-5769-6411

Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)

Representative and General Manager, Puratos Japan K.K.
2-11-9 Kita-Aoyama, Minato-ku,
Tokyo 107-0061
Tel: 03-5410-2322; Fax: 03-5410-2321

Carlo Zambotto (Italy)

Representative, Automobili Lamborghini Japan
3-7-5 Oyamadai, Setagaya-ku,
Tokyo 158-0086
Tel: 03-5752-1530; Fax: 03-5752-1531

Richard Mason (Britain)

Director, Corporate Communications, JAC Japan
Tanbaya Bldg. 4F
3-2-4 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3262-8198; Fax: 03-3262-0724

Pieter Elbers (Netherlands)

General Manager for Japan & Korea,
KLM Royal Dutch Airlines
Seavans N Bldg.
1-2-1 Shibaura, Minato-ku, Tokyo 105-6791
Tel: 03-5419-0512; Fax: 03-5419-0511

Torben Henriksen (Denmark)

President, Mahe Japan K.K.
Yamagen 7F, 3-10-12 Iwamoto-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo 101-0032
Tel: 03-5833-8223; Fax: 03-5833-8225

c/o Trond Varlid (Norway)

Vice President, EAsia Finance Pte Ltd.
c/o TATA Consultancy Services
Tatsunuma Bldg. 4F
1-3-19 Yaesu, Chuo-ku, Tokyo 103-0028
Tel: 03-3273-8133; Fax: 03-3272-8161

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
Homat Kaya 501, 20-13 Ichibancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0082
Tel: 03-3512-0435; Fax: 03-3512-0436

c/o Tommy Kullberg (Sweden)

President, IKEA Japan
Top Azabudai Bldg. 2F
1-9-18 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

Michel Lachausse (France)

President, Merial Japan Ltd.
Inoue Akasaka Bldg. 7F
1-6-8 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3585-6584; Fax: 03-3586-3076

Andre Zimmermann (Switzerland)

c/o Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F
5-2-6 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0005
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066

NATIONAL CHAMBERS

Austria (ABC)

President

Horst Mueller
Advisor, Hoerbiger Nippon KK
87-4 Honjo, Narita City, Chiba 286-0114
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Representative

Ernst Laschan
Commercial Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,
Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Vincent Pairet
President, Inergy Automotive Systems K.K.
Omi Bldg. 4F, 3-19-1 Shibuya,
Shibuya-ku, Tokyo 150-0002
Tel: 03-5766-5801; Fax: 03-5766-5802

Senior Representatives

Yuka Oishi and Etienne Dubuc
Ichibancho Central Bldg 802,
22-1 Ichibancho Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0082
Tel: 03-3237-9281; Fax: 03-3237-9282

Britain (BCCJ)

President

David Blume
President, Jaguar Japan Ltd.
Shuwa Kamiyacho Bldg., 10F
4-3-13 Toranomon, Minato-ku,
Tokyo 105-0001
Tel: 03-5470-4146; Fax: 03-5470-4286

Executive Director

Ian De Stains
Kenkyusha Eigo Centre Bldg., 3F
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku,
Tokyo 162-0825
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

Denmark (DCCJ)

President

Vagn Heiberg
President, Coloplast K.K.
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon,
Minato-ku, Tokyo 105-0012
Tel: 03-3459-6641; Fax: 03-3459-6640

Representative

c/o Yoshiko Ohkubo
Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,
Tokyo, 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Finland (FCCJ)

President

Timo Varhama
President, Nippon Finnpap Ltd.
Akasaka Lions Bldg.
1-1-2 Moto-Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0051
Tel: 03-3405-4152; Fax: 03-3405-8716

Representative

Clas G. Bystedt
Setagaya Tsurumaki Heim 203
2-33-20 Tsurumaki, Setagaya-ku,
Tokyo 154-0016
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

France (CCIFJ)

President

Hubert de Mestier
Director General
Total Trading International S.A.
Akasaka Shasta-East 8Fl.
4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-5562-5210; Fax: 03-5562-5315

Executive Director

Luc Drevet
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

Germany (DIHKJ)

President

Peter Baron
Chairman, HVB Capital Asia Ltd.
Otemachi 1st Square East Tower 18F
1-5-1 Otemachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0004
Tel: 03-3285-0055; Fax: 03-3285-1338

Executive Director

Manfred Hoffmann
Sanbancho KS Bldg. 5F
Sanbancho, 2 banchi,
Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

NATIONAL CHAMBERS

Greece (Hellenic Foreign Trade Board)

Representative

Athanassios Karapetsas
Commercial Counsellor
Economic & Trade Affairs Office
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi-Azabu, Minato-ku,
Tokyo 106-0031
Tel: 03-3404-5843; 03-3404-5845

Iceland (ILCCJ)

Representative

Eythor Eyjolfsson
General Manager, Icelandair
3-20-8 Naka-Meguro, Meguro-ku
Tokyo 153-0061
Tel: 03-3719-9340; Fax: 03-3719-9341

Ireland (Enterprise Ireland)

Director

Anne Balfe
Ireland House 1F
2-10-7 Kojimachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0083
Tel: 03-5470-4146; Fax: 03-5470-4286

Italy (ICCJ)

President

Romano Mazzucco
Senior Vice President Asia Pacific,
Alitalia Airlines
Harumi Toriton Square X Bldg. 16F
1-8-10 Harumi, Chuo-ku,
Tokyo 104-6016
Tel: 03-5166-9106; Fax: 03-5166-9197

Executive Secretary General

Eliano Fiore
Enokizaka Bldg. 3Fl.
1-12-12 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

Netherlands (NCCJ)

President

W.O. Jalink
Representative Director,
Heineken Japan, K.K.
Kirin Harajuku Bldg.
6-26-1 Jingumae, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0001
Tel: 03-3499-7411; Fax: 03-3499-7410

Executive Director

Marjolein Elbers de Gier
c/o KLM
Sevans North 18F
1-2-1 Sibaura, Minato-ku,
Tokyo 105-0023
Tel: 03-3702-6137; Fax: 03-3702-6237

Norway (NWCCJ)

President

Trond Varlid
Vice President, EAsia Finance Pte Ltd.
c/o TATA Consultancy Services
Tatsunuma Bldg. 4F
1-3-19 Yaesu, Chuo-ku, Tokyo 103-0028
Tel: 03-3273-8133; Fax: 03-3272-8161

Representative

Eline Leivestad
c/o Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku
Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

NATIONAL CHAMBERS

Portugal (ICEP)

Director

Jose Fernandes
Commercial Counsellor
Embassy of Portugal
Sanbancho Annex Bldg. 502
1-4 Sanbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0075
Tel: 03-3511-2851; Fax: 03-3511-2857

Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

Representative

Ernesto Gimenez-Burgos
Commercial Attache
Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
Sanbancho KS Bldg. 3F
2 Sanbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0075
Tel: 03- 3222-3555; Fax: 03-3222-3550

Sweden (SCCJ)

President

Tommy Kullberg
President, IKEA Japan
Top Azabudai Bldg. 2F
1-9-18 Azabudai, Minato-ku,
Tokyo 106-0041
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

General Manager

Taiko Nakazato
Kioicho Fukudaya Bldg.
6-12 Kioicho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0094
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

Switzerland (SCCIJ)

President

Charles Ochsner
Attorney-at-Law, Tokyo Resident Partner
Python Schifferli Peter & Partners
2-17-8 Nagatacho, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0014
Tel: 03-3503-4007; Fax: 03-3503-4077

Executive Director

Kiyoko Harris
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F
5-2-6 Toranomom, Minato-ku,
Tokyo 105-0005
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>